

川俣町
公共施設等総合管理計画
【令和3年度版】

令和4年3月

福島県川俣町

目次

第1章 計画概要	1
1. 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨	1
2. 本計画の位置づけ.....	2
3. 計画対象期間.....	2
4. 計画対象施設.....	3
第2章 本町の現状	4
1. 総人口及び年代別人口の今後の見通し	4
2. 財政の状況.....	5
3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察.....	10
4. 公共施設等の現状.....	11
5. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み.....	14
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針	22
1. 現状や課題に関する認識.....	22
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	23
3. 目標の設定.....	25
4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	27
5. 公共施設等の管理に関する実施方針.....	28
6. PDCA サイクル推進方針.....	31
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	33
1. 公共建築物.....	34
2. インフラ資産.....	61
第5章 計画の推進に向けて	62
用語の解説	63

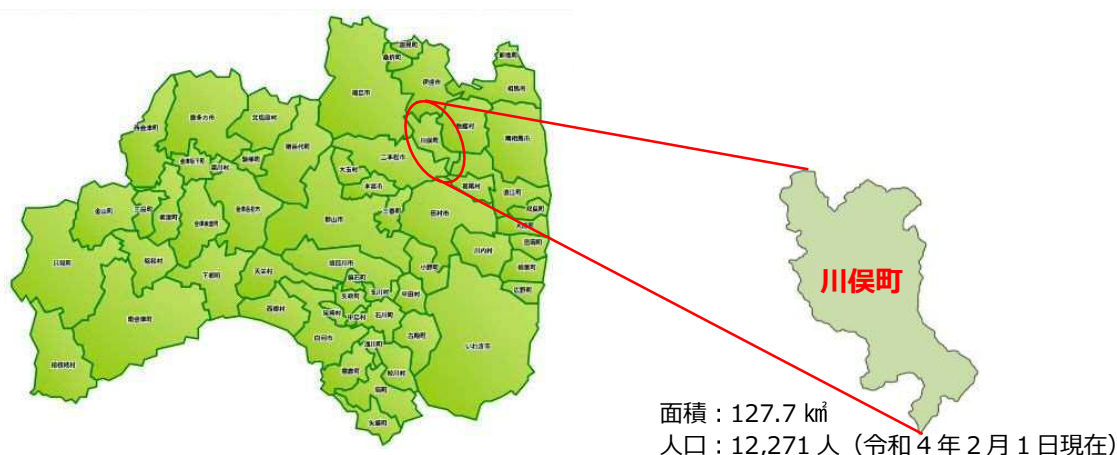
第1章 計画概要

1. 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨

川俣町（以下「本町」という）は、福島市の東南およそ 22km、伊達郡南部に位置する自然と文化に恵まれた美しいまちです。

本町は、昭和 30 年 3 月 1 日、町村合併促進法により、川俣町・富田村・福田村・小島村・飯坂村・小綱木村・大綱木村、安達郡山木屋村の 1 町 7 カ村が合併して川俣町となりました。

図表 1.1.1 位置図



本町では、これまで住民サービスの一環で庁舎や学校施設を始めとする公共建築物や道路、橋梁、水道などのインフラ資産（以下「公共施設等」という。）を整備してきましたが、今後、それらの維持管理や更新などには多額の予算が必要とされています。一方で、少子高齢化の進行により、労働人口の減少による税収の減少、福祉費の更なる増加が懸念される中、今後、公共施設等の利用状況についても大きく変化していくことが見込まれています。

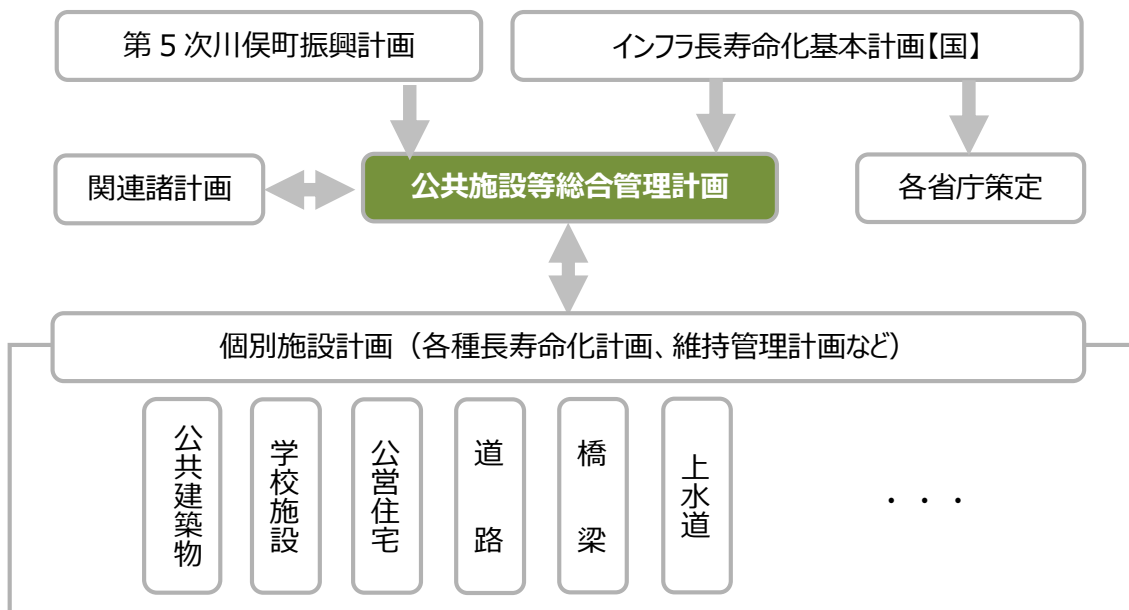
このような状況の中、平成 26（2014）年 4 月、国は、全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、また、平成 29（2017）年 3 月、「公共施設等総合管理計画」の下位計画となる「個別施設の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を要請しました。さらに平成 30（2018）年 2 月、策定した「個別施設計画」を踏まえて、「公共施設等総合管理計画」の不断の見直しを行うことを要請しています。

「川俣町公共施設等総合管理計画（令和 3 年度版）」（以下「本計画」という。）は、以上のような背景を踏まえ、平成 29（2017）年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画初版」という。）に時点補正を加えるとともに、各個別施設計画を反映し、公共施設等の長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適配置の実現を目指すなど、引き続き公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

2. 本計画の位置づけ

公共建築物やインフラ資産は、その全体を捉えて戦略的に管理していく必要があります。そのため、本町の最上位計画である「第5次川俣町振興計画」をはじめ、その他の関連諸計画との整合を図るとともに、本計画の下位計画と位置付けられる個別施設計画を反映するなど、分野横断的な取り組みの方向性を示すものです。

図表 1.2.1 本計画の位置づけ



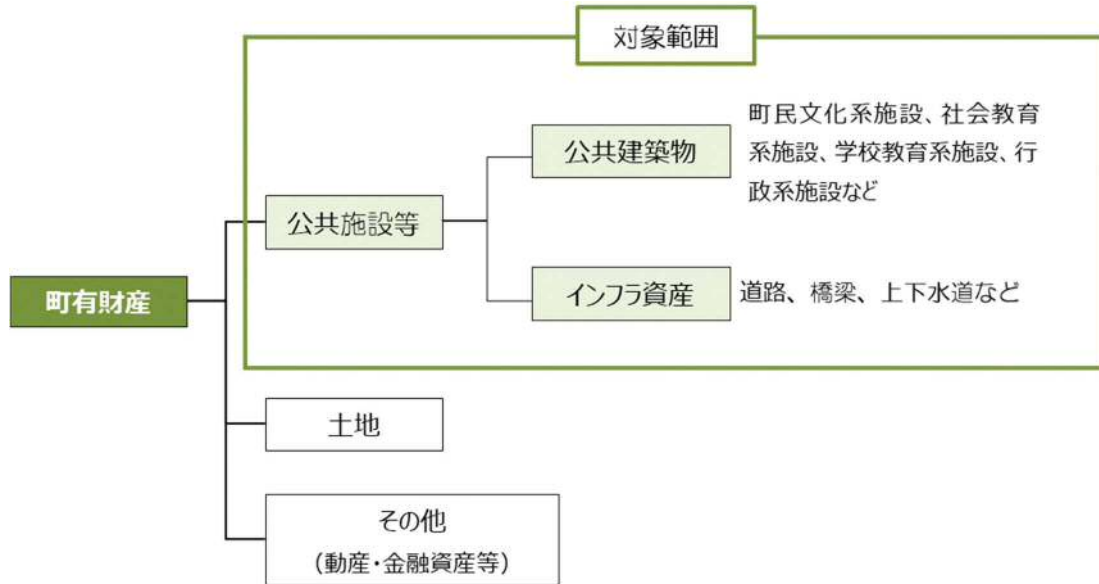
3. 計画対象期間

本計画の対象期間は、総合管理計画初版と同様に平成 28 (2016) 年度から令和 37 (2055) 年度までの 40 年間とします。

4. 計画対象施設

本計画の対象施設は、本町の公共建築物及びインフラ資産とします。

図表 1.4.1 本計画の対象範囲



図表 1.4.2 公共建築物の内訳（令和3年3月31日現在）

大分類	中分類	延床面積		施設数		棟数		構成比 (%)	
		延床面積	延床面積	施設数	施設数	棟数	棟数	構成比 (%)	構成比 (%)
町民文化系施設	集会施設	8,137.18㎡	8,137.18㎡	23	23	28	28	8.8%	8.8%
社会教育系施設	博物館等	3,147.45㎡	3,147.45㎡	2	2	5	5	3.4%	3.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	9,339.21㎡	9,339.21㎡	8	8	21	21	10.1%	10.1%
産業系施設	産業系施設	5,291.93㎡	5,291.93㎡	8	8	8	8	5.7%	5.7%
学校教育系施設	学校	34,452.36㎡	35,388.40㎡	9	10	43	45	37.4%	38.4%
	その他教育施設	936.04㎡		1		2		1.0%	
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	3,774.28㎡	4,001.08㎡	6	7	16	17	4.1%	4.3%
	幼児・児童施設	226.80㎡		1		1		0.2%	
保健・福祉施設	保健施設	888.33㎡	888.33㎡	1	1	1	1	1.0%	1.0%
医療施設	医療施設	176.94㎡	176.94㎡	1	1	1	1	0.2%	0.2%
行政系施設	庁舎等	2,134.55㎡	5,171.51㎡	2	45	6	51	2.3%	5.6%
	消防施設	3,036.96㎡		43		45		3.3%	
公営住宅	公営住宅	17,860.57㎡	17,860.57㎡	18	18	71	71	19.4%	19.4%
公園	公園	321.33㎡	321.33㎡	3	3	9	9	0.3%	0.3%
供給処理施設	供給処理施設	710.00㎡	710.00㎡	2	2	2	2	0.8%	0.8%
その他	その他	1,791.27㎡	1,791.27㎡	6	6	12	12	1.9%	1.9%
計		92,225.20㎡	92,225.20㎡	134	134	271	271	100.0%	100.0%

※ 「簡易水道事業特別会計」の1施設（供給処理施設）、「国民健康保険（診療施設勘定）特別会計」の1施設（その他）は、普通会計施設に含めて取り扱うこととした。

第2章 本町の現状

1. 総人口及び年代別人口の今後の見通し

(1) 人口の推移

本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年の総人口は12,170人（国勢調査）となっています。将来人口推計においても減少傾向が続くことが予想され、「川俣町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（平成28年1月）」に掲載された社人研（国立社会保障・人口問題研究所）準拠による将来人口を、令和2（2020）年の国勢調査の結果で補正した値によると、令和27（2045）年には7,859人になる見通しとなっています。

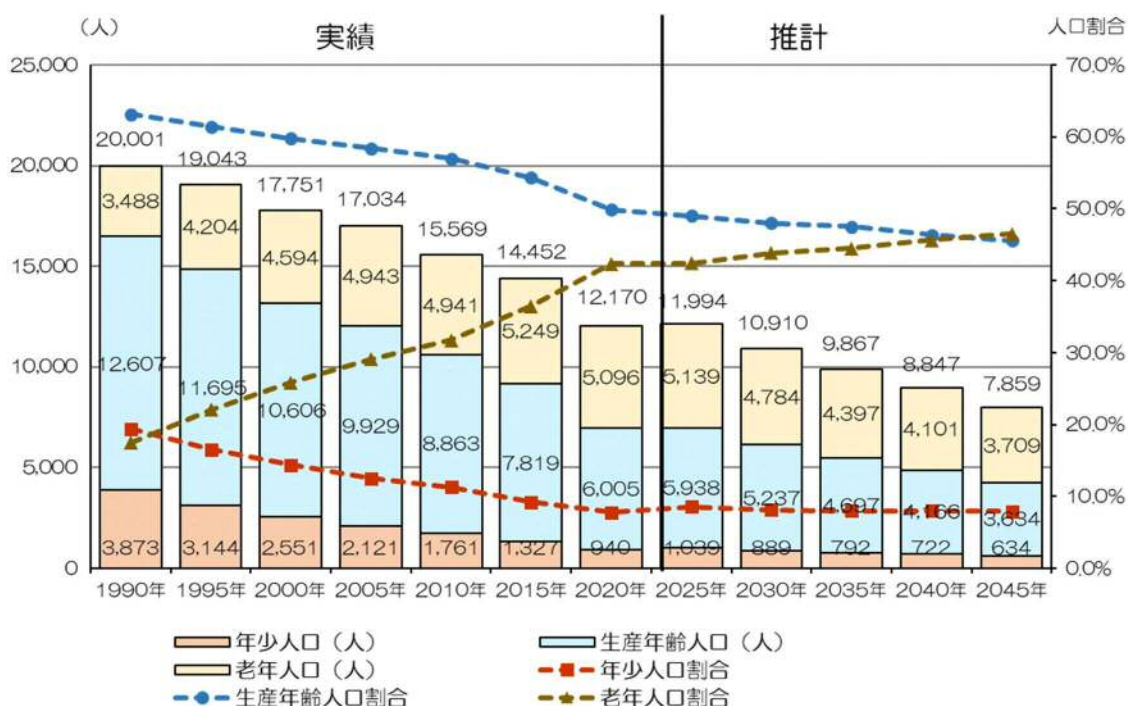
人口構成は、町税収入の中心となる生産年齢人口（15歳から64歳）の割合が低くなり、老年人口（65歳以上）の割合が高まっています。

図表 2.1.1 人口の推移

川俣町 07308 区分	実績							推計				
	H2年 1990年	H7年 1995年	H12年 2000年	H17年 2005年	H22年 2010年	H27年 2015年	R2年 2020年	R7年 2025年	R12年 2030年	R17年 2035年	R22年 2040年	R27年 2045年
総人口（人）	20,001	19,043	17,751	17,034	15,569	14,452	12,170	11,994	10,910	9,867	8,847	7,859
年少人口（人）	3,873	3,144	2,551	2,121	1,761	1,327	940	1,039	889	792	722	634
生産年齢人口（人）	12,607	11,695	10,606	9,929	8,863	7,819	6,005	5,938	5,237	4,697	4,166	3,634
老年人口（人）	3,488	4,204	4,594	4,943	4,941	5,249	5,096	5,139	4,784	4,397	4,101	3,709
年少人口割合	19.4%	16.5%	14.4%	12.5%	11.3%	9.2%	7.8%	8.6%	8.1%	8.0%	8.0%	7.9%
生産年齢人口割合	63.1%	61.4%	59.7%	58.4%	56.9%	54.3%	49.9%	49.0%	48.0%	47.5%	46.3%	45.6%
老年人口割合	17.5%	22.1%	25.9%	29.1%	31.7%	36.5%	42.3%	42.4%	43.8%	44.5%	45.6%	46.5%
年齢3区分別人口計	19,968	19,043	17,751	16,993	15,565	14,395	12,041	12,116	10,910	9,886	8,989	7,977
総人口との差分(年齢不明)	33	0	0	41	4	57	129	-122	0	-19	-142	-118

年齢3区分別人口割合は年齢不明を除いた人口総数を「100」としている。

※将来推計：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より
ただし令和2（2020）年は、国勢調査の実績とした。



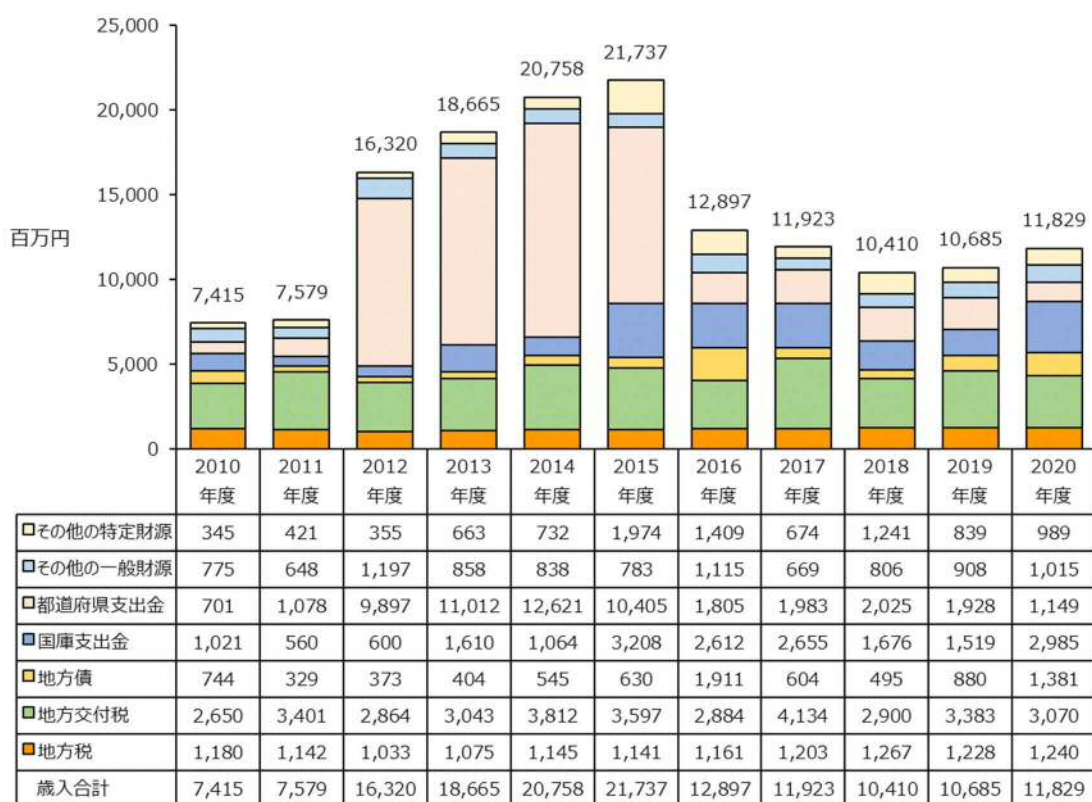
2. 財政の状況

(1) 歳入

普通会計の歳入総額は、直近5年間をしてみると、平成28（2016）年度が約129.0億円で、それ以降概ね100億円台前半～110億円台後半で推移しております。令和2（2020）年度決算では約118.3億円で前年度に比べて増加しており、とりわけ国庫支出金の増加が顕著となっております。これは新型コロナウイルス感染症対応に関連した地方創生臨時交付金の影響が主因となっております。

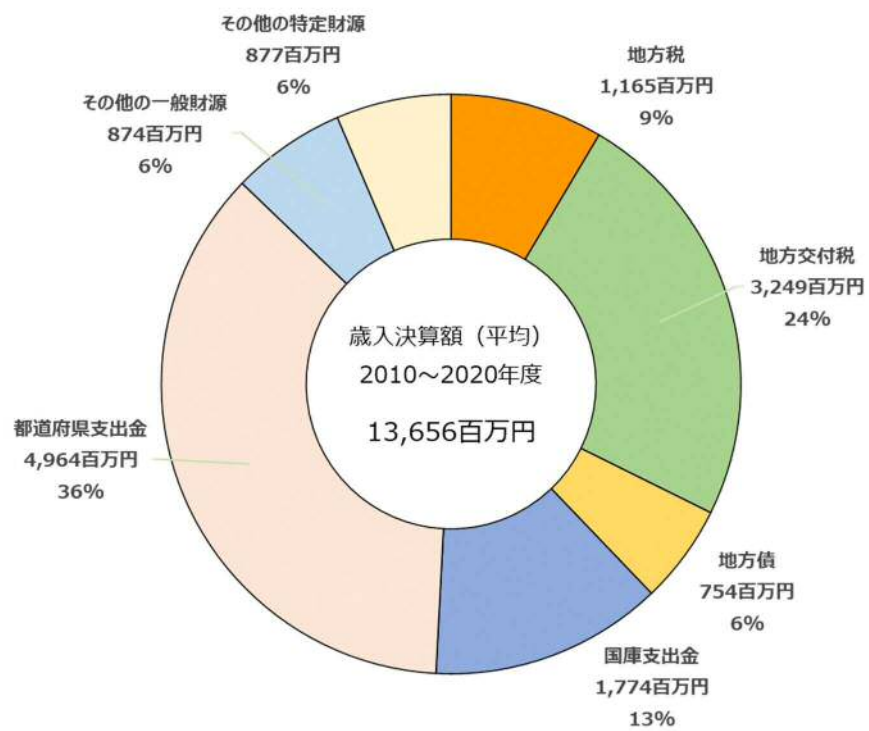
自主財源の根幹である地方税は11億円から12億円前後で推移しています。一方で地方交付税は、概ね30億円台前後で推移しており、令和2（2020）年度では30.7億円となっております。

図表 2.2.1 普通会計の歳入決算額



図表 2.2.2 は、平成22（2010）年度から令和2（2020）年度までの歳入決算額平均値の構成比を表したものです。地方交付税は全体の約24%を占めています。

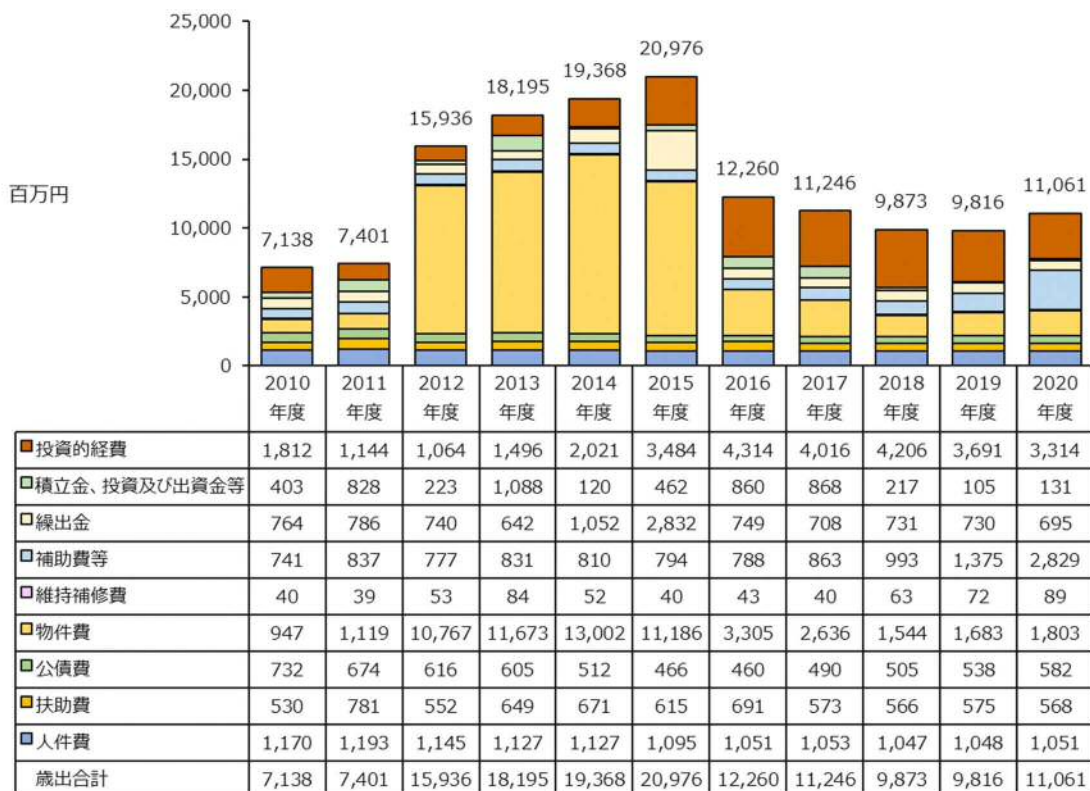
図表 2.2.2 普通会計の歳入決算額平均値



(2) 歳出

普通会計の歳出総額は、直近5年間をしてみると、平成28(2016)年度が約122.6億円で、それ以降概ね90億円台後半～110億円台前半で推移しております。令和2(2020)年度決算では約110.6億円と前年度に比べて増加しており、とりわけ補助費等の増加が顕著となっております。これは新型コロナウイルス感染症に関連した予防経費や、住民生活、地域経済への支援対策経費等の増大によるものです。

図表 2.2.3 普通会計の歳出決算額



※義務的経費：任意に削減できない極めて硬直性が強い経費（人件費、公債費、扶助費）

※公債費：町の借入金に係る元利償還費に係る経費

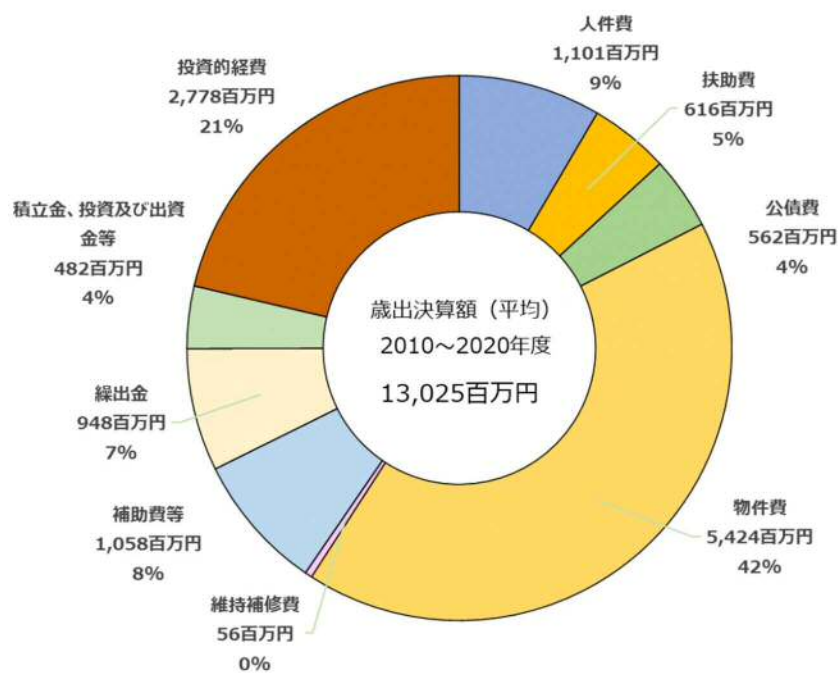
※扶助費：福祉医療、老人・児童・障害福祉、生活保護等の福祉関係の給付額で、主に法令により支出が義務づけられている経費

※投資的経費：道路・橋梁、町営住宅、学校等の建設等社会資本の整備に要する経費（下水道などの特別会計・企業会計に係るものは除く）

※その他経費：物件費、維持補修費、補助費、繰出金など

図表 2.2.4 は、平成22(2010)年度から令和2(2020)年度までの歳出決算額平均値の構成比を表したものです。本計画に関連する投資的経費の平均は27.8億円で、その占める割合は約21%となっております。

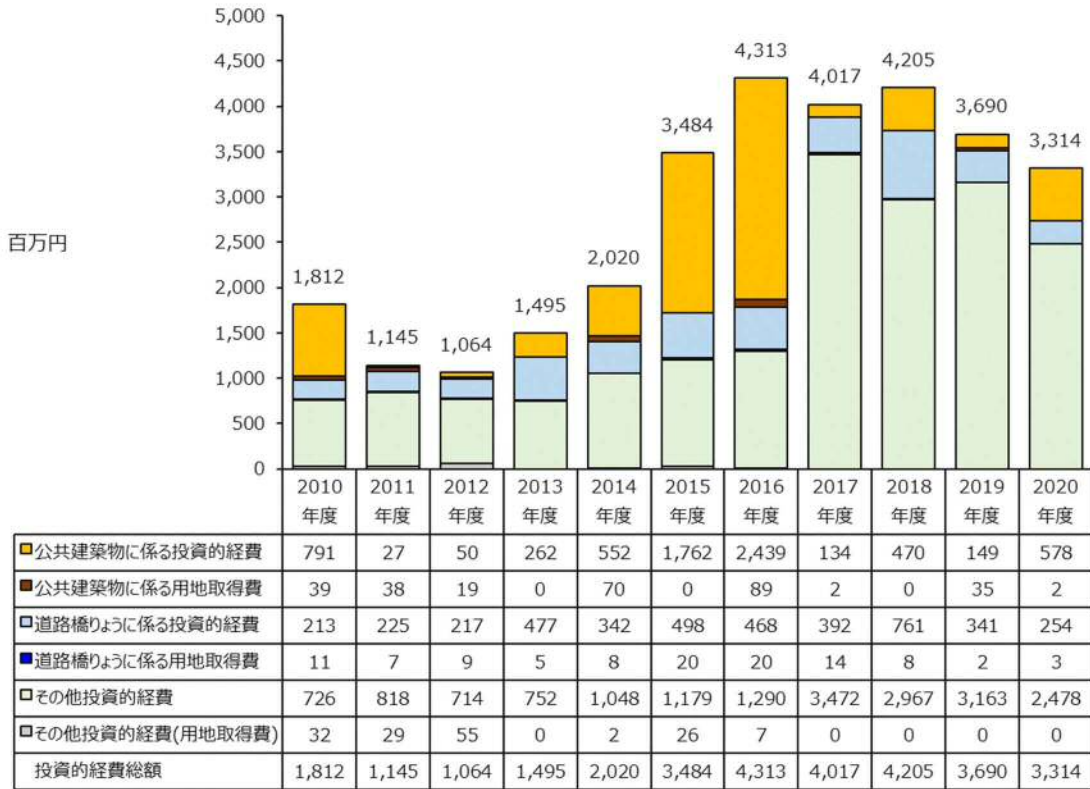
図表 2.2.4 普通会計の歳出決算額平均値



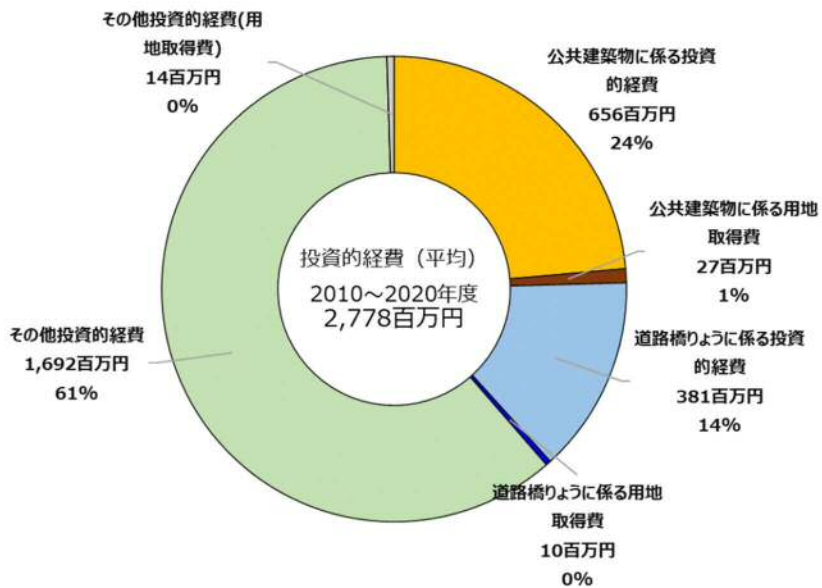
(3) 投資的経費の推移（平成 22 年度～令和 2 年度）

公共施設等の改修・更新等にどの程度の投資的経費が負担できるかを推測するため、過去の一般会計における投資的経費（普通建設事業費）の実績を確認しました。その結果、公共建築物に係る過去 10 年間の平均投資額は、約 6.6 億円となっています。これは、投資的経費全体の約 24%を占めています。

図表 2.2.5 一般会計の投資的経費の推移



図表 2.2.6 一般会計の投資的経費平均額



(4) 有形固定資産の減価償却率の推移

本町の一般会計における減価償却率¹の合計 48.2%であり、令和元年度の粗飼料生産流通拠点施設やデジタル防災行政無線局の整備等により前年度（48.3%）よりやや減少はしましたが、事業用建物（公営住宅、体育館等）やインフラ工作物（道路、橋りょう）、インフラ建物（公園施設）の減価償却率は高い傾向にあり、施設の老朽化が進んできていると言えます。

今後は、将来の財政負担の軽減等を図るため、本計画をもとに、更新・統廃合等を進めていく必要があります。

図表 2.2.7 有形固定資産の減価償却率



※出典：令和元年度川俣町財務書類

3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面については、今後、生産年齢人口の減少に伴い個人住民税の減少が予想され、また法人町民税は企業業績と景気の影響を大きく受けるため予想が難しく、大幅な税収増は期待できない状況です。

歳出面では、義務的経費の増加が予想されます。人件費は令和2（2020）年度以降、職員の定員管理等により大幅な増大はないと想定していますが、少子高齢化の進行等による扶助費の増加が見込まれます。

¹ 有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算定することにより、保有する資産について、どの程度、耐用年数が経過しているかを見ることができます。

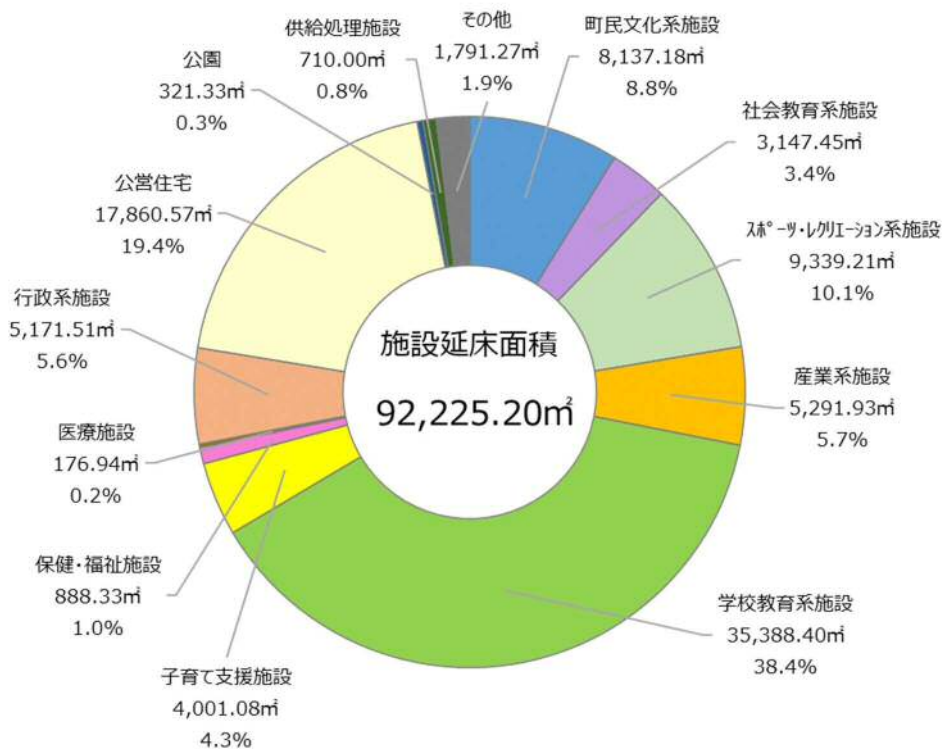
4. 公共施設等の現状

(1) 公共建築物の保有施設数等

本町の公共建築物（一般会計）は、全 134 施設、総延床面積は 92,225.20 m²です。

このうち最も多くの面積割合を占めているのは学校教育系施設で総延床面積の約 38%を占めています。次に公営住宅が続き、総延床面積の約 19%を占めています。

図表 2.4.1 施設延床面積の構成



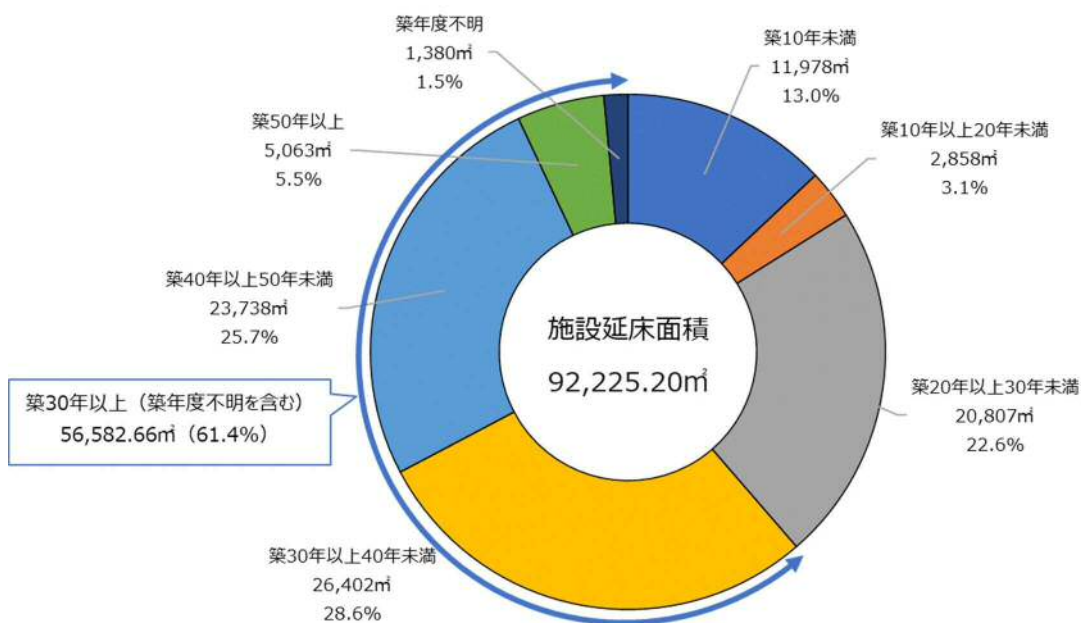
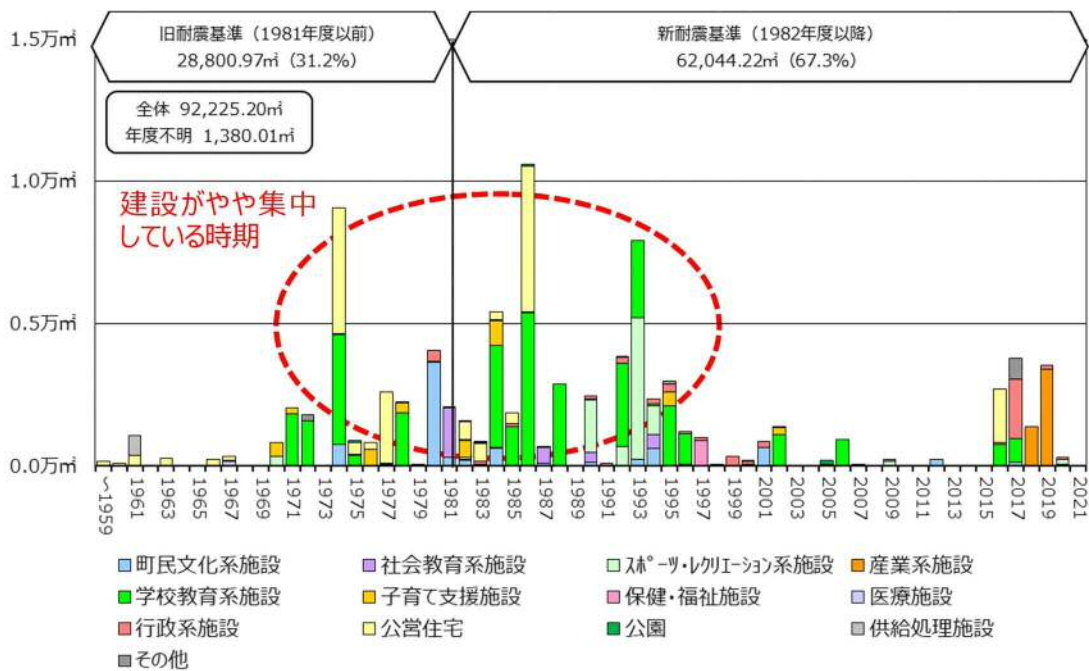
構成比	施設数	施設用途区分	延床面積	構成比
17%	23棟	町民文化系施設	8,137.18m ²	8.8%
1%	2棟	社会教育系施設	3,147.45m ²	3.4%
6%	8棟	スポーツ・レクリエーション系施設	9,339.21m ²	10.1%
6%	8棟	産業系施設	5,291.93m ²	5.7%
7%	10棟	学校教育系施設	35,388.40m ²	38.4%
5%	7棟	子育て支援施設	4,001.08m ²	4.3%
1%	1棟	保健・福祉施設	888.33m ²	1.0%
1%	1棟	医療施設	176.94m ²	0.2%
34%	45棟	行政系施設	5,171.51m ²	5.6%
12%	16棟	公営住宅	17,860.57m ²	19.4%
2%	3棟	公園	321.33m ²	0.3%
1%	2棟	供給処理施設	710.00m ²	0.8%
6%	8棟	その他	1,791.27m ²	1.9%
100%	134棟	総計	92,225.20m ²	100%

※出典：川俣町資料より集計

(2) 建築年別・用途分類別延床面積

図表 2.4.2 は、公共建築物（普通会計）の築年別整備状況を表したものです。本町では、昭和 45（1970）年頃から建築量の増加が始まり、昭和 62（1997）年にかけて緩やかな整備の集中が見られます。このうち、築 30 年以上の建物の延床面積は、全体の約 61%を占め、本町の公共建築物の老朽化の進行が伺えます。

図表 2.4.2 保有する建物の築年別整備状況



※出典：川俣町資料より集計

(3) 橋梁の状況

本町の管理する橋梁の状況は次のとおりです。

図表 2.4.3 道路

区分	路面幅員	延長 (m)	面積 (㎡)
橋 梁	永久橋	1,672.40	7,960.63
	木橋	8.00	22.50
	合 計	1,680.40	7,983.13

※出典：令和3年4月1日現在、道路・橋梁現況調査台帳

(4) 道路の状況

本町の管理する道路の状況は次のとおりです。

図表 2.4.4 道路

区分	路面幅員	延長 (m)	面積 (㎡)
道 路	6.5m 以上	76,290.00	637,377.30
	4.5m 以上 6.5m 未満	98,614.90	527,884.37
	2.5m 以上 4.5m 未満	124,022.70	436,703.00
	1.5m 以上 2.5m 未満	16,422.70	34,210.55
	1.5m 未満	1,890.00	2,254.27
	合 計	317,240.30	1,638,429.49

※出典：令和3年4月1日現在、道路・橋梁現況調査台帳

(5) 上水道及び簡易水道の状況

本町の管理する上水道及び簡易水道の状況は次のとおりです。

図表 2.4.5 上水道及び簡易水道施設

区分	施設名	数量
上水道	浄水場	1 箇所
	配水池	2 箇所
	導水管延長	1.12km
	送水管延長	0km
	配水管延長	66.35km
簡易水道	浄水場	1 箇所
	配水池	1 箇所
	導水管延長	0.744km
	送水管延長	0km
	配水管延長	8.86km

※出典：令和2年度決算統計

5. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み

公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、現在計画されている個別施設計画を踏まえて、その対策効果等をとりまとめました。

(1) 策定済の個別施設計画

本計画に関連する現在策定済の個別施設計画は、次のとおりです。

図表 2.5.1 対象とした個別施設計画

区分	計画名	計画期間
公共建築物	川俣町個別施設計画（令和2年3月）	2020年度～2055年度
	川俣町学校施設個別計画（令和3年3月）	2021年度～2055年度
	川俣町公営住宅等長寿命化計画（平成26年3月）	2014年度～2028年度
インフラ資産	川俣町橋梁長寿命化修繕計画（平成30年5月）	2019年度～2068年度
	川俣町水道事業ビジョン（平成31年3月）	2019年度～2028年度

※計画期間と更新等費用の算定期間は、必ずしも同じではない。

(2) 公共建築物

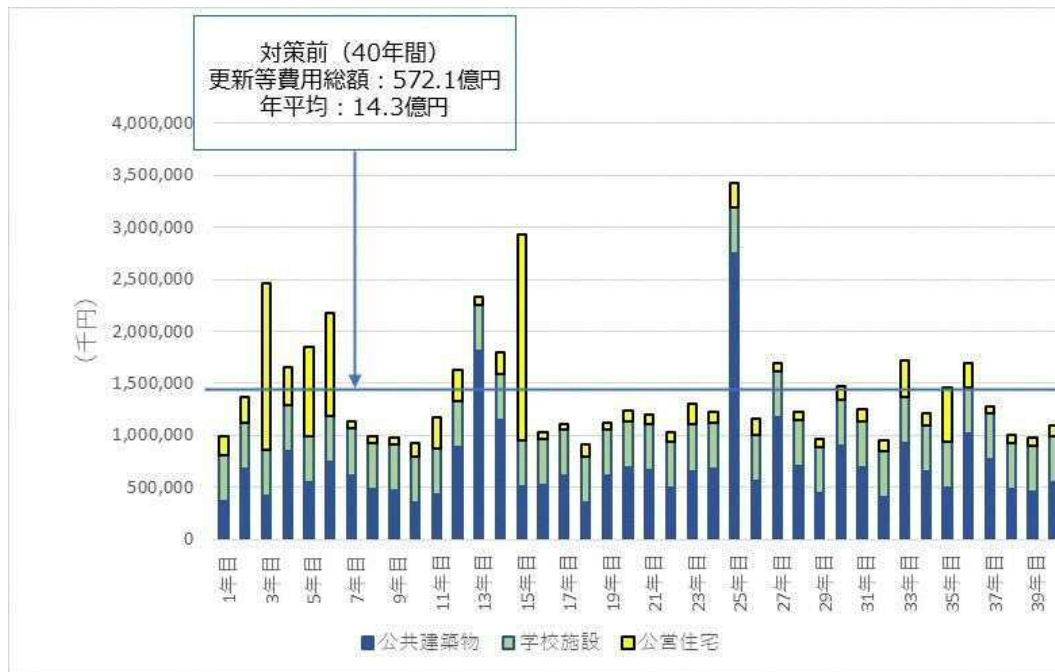
施設の老朽化が進んでいく中で、施設を維持していくには、建替えや大規模改修など膨大な更新等費用が生じてくるため、これに対する財政措置が課題となってきます。

図表 2.5.2 は、各個別施設計画に基づき、長寿命化等対策前の今後 40 年間の更新等費用の推計を示したものです。

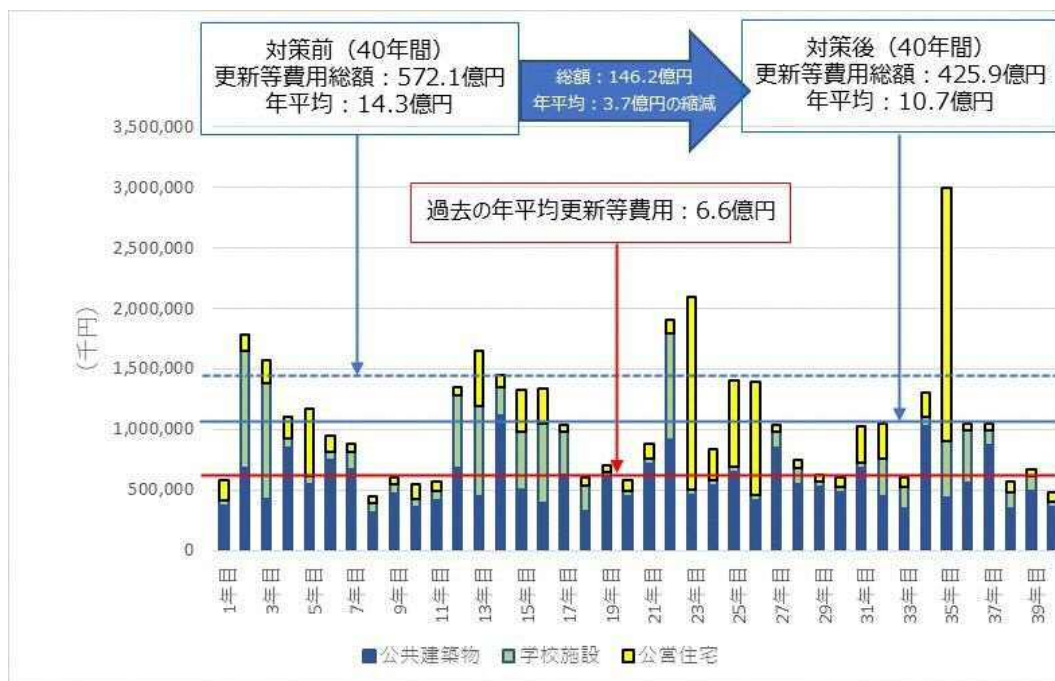
本町が保有する公共建築物をすべて同規模・同量で今後も維持更新し続けた場合、施設の更新等費用は 40 年間で約 572.1 億円が必要となる見込みで、年間約 14.3 億円となります。

図表 2.5.3 は、長寿命化等対策後の今後 40 年間の更新等費用の推計を示したものです。これによると、各施設に対して長寿命化対策等を講じた場合、40 年間で 425.9 億円になる見込みで、年平均で約 10.7 億円となり、対策前と比べて年間約 3.7 億円の縮減が見られました。

図表 2.5.2 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（長寿命化等対策前）



図表 2.5.3 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（長寿命化等対策後）



ここで、既存の公共建築物の更新等費用に充当できる財源の見込みを、過去 10 年間の年平均と仮定すると、これが約 6.6 億円であることから、長寿命化対策等を講じた年平均更新等費用約 10.7 億円とのかい離は、約 4.1 億円となっています。

以下、各個別施設計画の概要を示します。

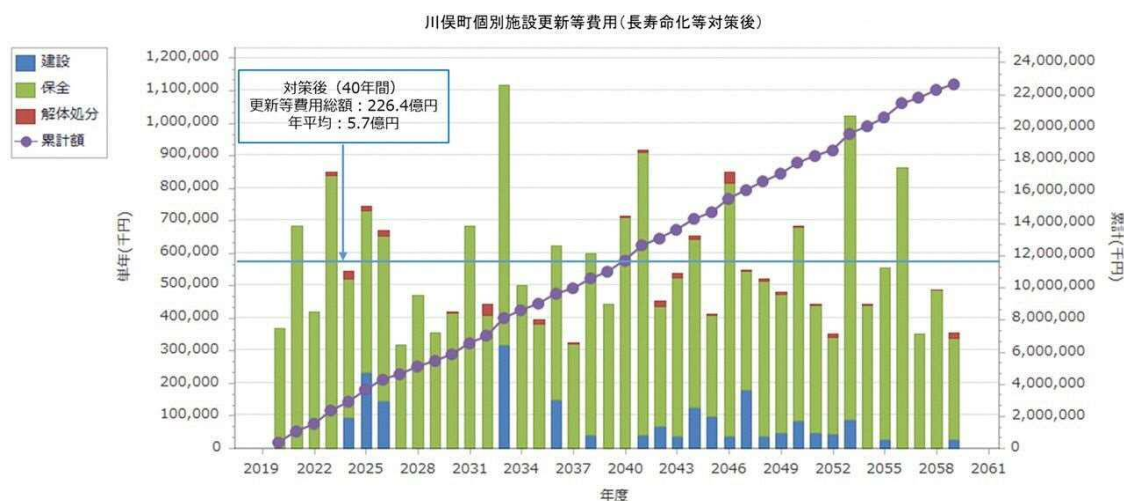
ア. 個別施設計画

個別施設計画によると、令和 2（2020）年度～令和 41（2059）年度の 40 年間の更新等費用は、長寿命化等対策前では約 286.0 億円で、年平均約 7.2 億円となり、一方、長寿命化等対策を講じた場合は 226.4 億円で、年平均で約 5.7 億円となりました。このことより、40 年間の対策の効果として年間約 1.5 億円の縮減が見られました。

図表 2.5.4 個別施設に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策前）



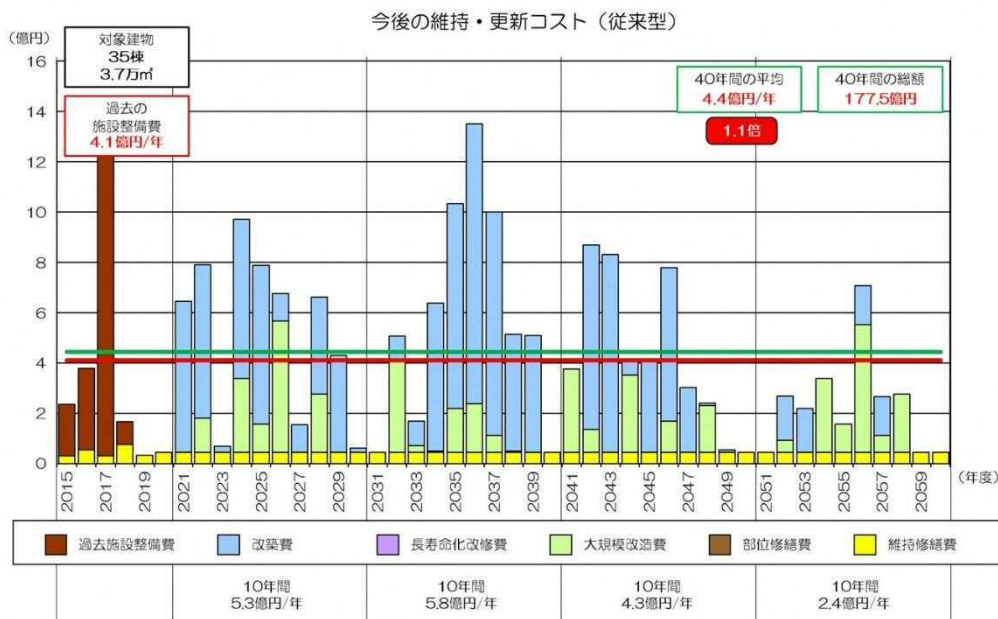
図表 2.5.5 個別施設に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策後）



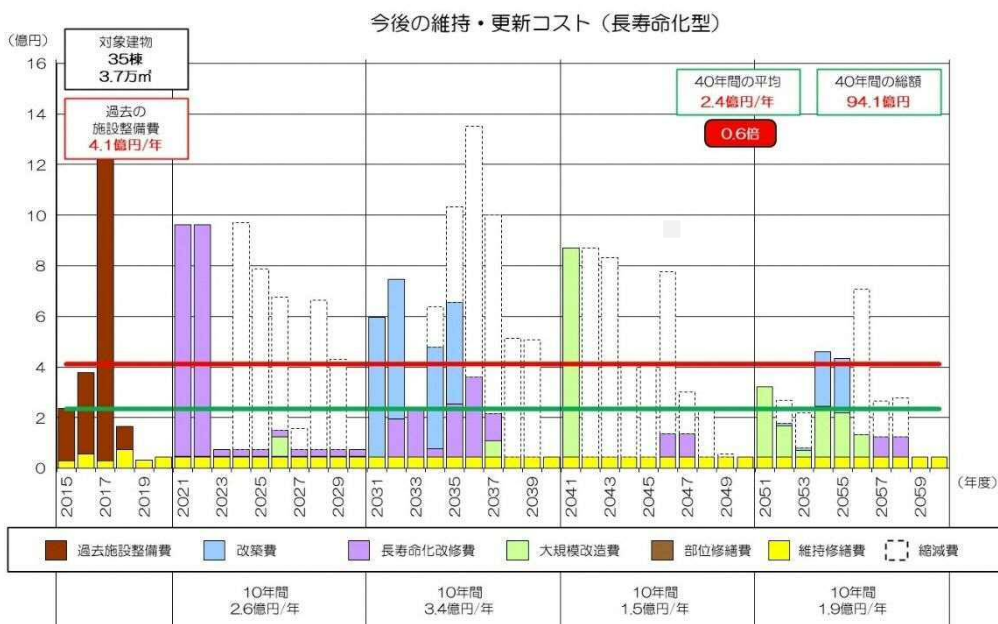
イ. 学校施設個別計画

学校施設個別計画によると、令和3（2021）年度～令和42（2060）年度の40年間の更新等費用は、長寿命化等対策前では約177.5億円で、年平均約4.4億円となり、一方、小学校及び幼稚園・保育園の再編を反映して長寿命化等対策を講じた場合は94.1億円で、年平均で約2.4億円となりました。このことより、40年間の対策の効果として年間約2.0億円の縮減が見られました。

図表 2.5.6 学校施設に係る今後40年間の更新等費用の推計（対策前）



図表 2.5.7 学校施設に係る今後40年間の更新等費用の推計（対策後）



ウ. 公営住宅等長寿命化計画

公営住宅の更新等費用については、一般財団法人建築保全センター刊行の「平成 31 年版 建築物のライフサイクルコスト」（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）に示された方法を用いて、次の条件で試算しました。

図表 2.5.8 試算条件

区分	試算条件
長寿命化等対策前	<ul style="list-style-type: none"> ・目標耐用年数は 50 年として計算した。 ・目標耐用年数が到来したとき、全ての施設を同一の面積規模で更新（解体処分及び建設）することとした。
長寿命化等対策後	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化が可能と判断した施設については、目標耐用年数を 70 年とし、その他は 50 年として計算した。 ・目標耐用年数が到来したとき除却可能な施設は解体処分し、継続する施設は同一の面積規模で更新（解体処分及び建設）することとした。

試算の結果、令和 4（2022）年度～令和 43（2061）年度の 40 年間の更新等費用は、長寿命化等対策前では約 108.6 億円で、年平均約 2.7 億円となり、長寿命化等対策を講じた場合は約 105.3 億円で、年平均約 2.6 億円となりました。このことより、40 年間の対策の効果として年間約 1 千万円の縮減が見られました。

図表 2.5.9 公営住宅に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策前）



図表 2.5.10 公営住宅に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策後）

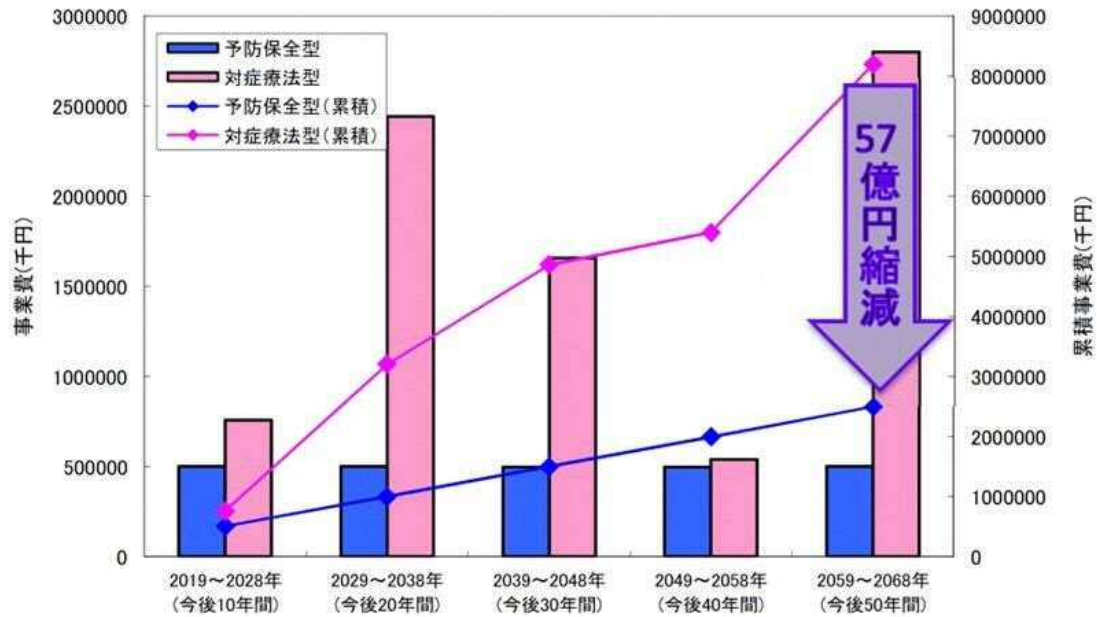


(4) インフラ資産に係る更新等費用

ア. 橋梁長寿命化修繕計画

橋梁長寿命化修繕計画によると、計画対象である 146 橋について、今後 50 年間の事業費を比較すると、従来の対症療法型が 82 億円に対し、長寿命化修繕計画の実施による予防保全型が 25 億円となり、コスト削減効果は 57 億円（69.5%減）となりました。

図表 2.5.11 長寿命化修繕計画による効果



※出典：川俣町橋梁長寿命化修繕計画（平成 30 年 5 月）

イ. 上水道について

水道事業ビジョンによると、本町のアセットマネジメント計画（2016年度）に基づき、平成29（2017）年度から令和38（2056）年度までの水道施設の更新需要額（施設・設備・管路それぞれの実質的な耐用年数を基礎に算定した更新基準を考慮して更新する場合の費用）について、総事業費を固定して各年の事業費を平準化しました。

この結果、比較的更新需要が低い金額で推移する20年間は、当初の10年間で約6千万円、その後の10年間で約3.6千万円程度で推移し、その後は約1億5千万円から1億2千万円で推移する計画となりました。

図表 2.5.12 更新需要を平準化して更新する場合の更新需要



※出典：川俣町水道事業ビジョン（平成31年3月）

（４）過去に行った対策の実績について

総合管理計画初版を作成して以降、個別施設計画を策定し対策の具体化を進めており、実績・効果等についてはこれから顕在化してくるところです。

その代表例としては、『川俣町小学校及び幼稚園・保育園の再編計画書』（令和元年5月）では、小学校の児童数の減少や幼稚園・保育園における利用料無償化等に対応した教育・保育環境の充実を図ることを目的とし、令和4年（2022年）を目途に山木屋小学校を除く小学校（5校）を1校に再編することとしています。

また、幼稚園・保育園については、令和5年（2023年）を目途に幼保連携型認定こども園の開設を目指しています。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針

1. 現状や課題に関する認識

本町では、少子高齢化や人口減少問題をはじめ、それに伴う生産年齢人口の減少や地方交付税の削減等により財政が逼迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安全・安心で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともに創っていくことが重要課題です。

(1) 財務

- ① 本町の財政状況は、人口減少や人口構成の変化により、地方税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中には、今後、多くの公共施設等が改修または建替え時期を迎えることになります。
- ② 施設の老朽化が進んでいく中で、維持管理・修繕、改修（耐震改修、長寿命化改修等）、建替え等に係る膨大な費用が生じてきますが、現在の財政見通しからすると、その総額を賄うことは困難となっています。長寿命化対策や維持管理の効率化によるコスト縮減等が喫緊の課題です。
- ③ 「特定財源の確保」としての地方債の発行及び国庫支出金の活用、「基金の積立」による将来の公共施設等への投資のための財源確保や、未利用地の貸付・売却などを効果的に組み合わせて推進することが課題となっています。

(2) 品質

- ① 本町の公共建築物及びインフラ資産は、その老朽化が著しく進展しています。これらは、その施設の機能性の確保のみならず、安全・安心のためにも万全の保全対策が必要です。
- ② 点検・診断に基づく「予防保全による長寿命化」の実践、ユニバーサルデザインの導入などによる「品質の向上」などを実現していくことが課題となっています。

(3) 供給

- ① 本町においても、人口減少及び少子高齢化は避けておれない状況となっています。人口の変化は、公共施設等の利用需要そのものに直結するため、総量の見直しが必要です。
- ② 年齢構成の変化は、利用ニーズの変化にも影響を与えます。そのため、機能を中心に据えた最適な供給手法の採用や、施設を前提としないサービス提供方法の変更などが求められています。

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設等マネジメントの基本理念

本町の公共施設等を取り巻く現況や課題を認識するとともに、本町の最上位計画である「第5次川俣町振興計画」をはじめ、その他の関連諸計画との整合性を踏まえたうえで、公共施設等マネジメントの基本理念を次のとおり定めます。

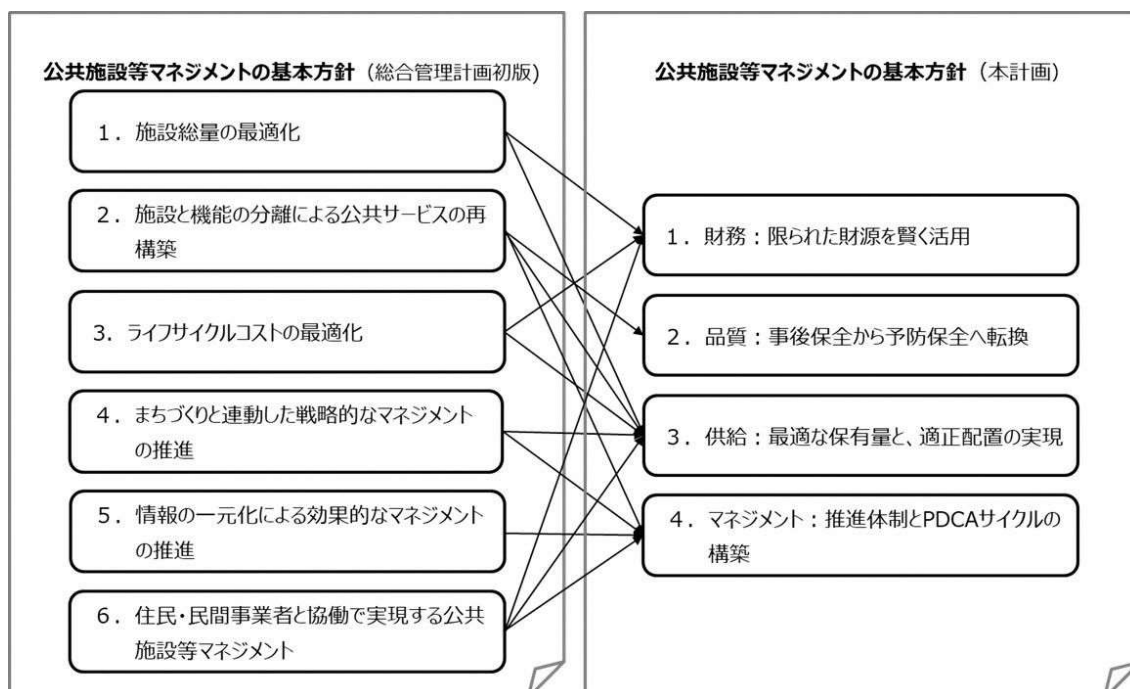
住民と行政との協働によってつくる持続可能なまち川俣町

(2) 公共施設等マネジメントの基本方針

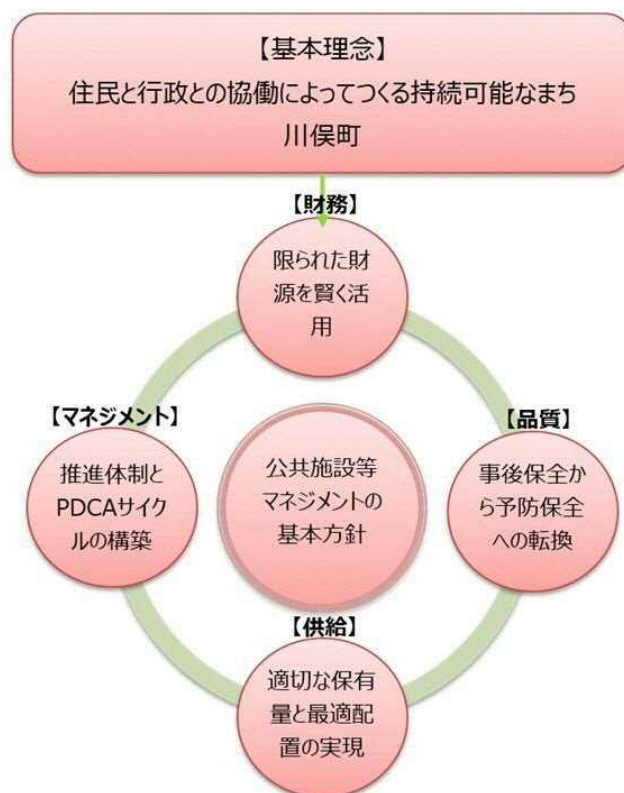
公共施設等の整備については、これまで学校施設の再編や大規模改修、更新など施設分類ごとに緊急性の高いものから整備を進めてきました。しかしながら、将来的な人口予測や財政状況、利用状況の変化への対応を考慮した場合には、更なる公共施設等の総量削減や財政負担の軽減及び平準化を図る必要があります。

そこで総合管理計画初版で定めた6つの公共施設等マネジメントの基本方針について、より具体的な実施施策を展開するために、財務、品質、供給、マネジメントの4つの視点で見直しを行いました。

図表 3.2.1 公共施設等マネジメントの基本方針の見直し



図表 3.2.2 基本理念と公共施設等マネジメントの基本方針



(1) 財政：限られた財源を賢く活用

安定した財源確保を推進するために、ライフサイクルコストの見直しや、一般財源、国庫補助及び起債等の計画的な財源確保、公共施設等の長寿命化及び官民連携への取組などを進め、限られた財源を賢く活用していきます。

(2) 品質：事後保全から予防保全へ転換

施設利用者の「安全・安心」を最優先に考え、壊れたら補修するという「事後保全」から、壊れる前に修繕し、大切に長く使う「予防保全」に大きく転換していきます。

また、施設の役割、利用状況及び利用者のニーズを勘案し、ユニバーサルデザインの観点や地球温暖化対策などの環境への配慮を踏まえながら、品質の向上を図っていきます。

(3) 供給：公共建築物の最適な保有量と、適正配置の実現

公共建築物を、「利用すること」と「所有すること」に分けて見直し、財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなど利用需要に応じた公共サービスの在り方を検討しながら、公共建築物の最適な保有量と、適正な配置を実現していきます。

(4) マネジメント：推進体制とPDCAサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け、本町の公共施設等マネジメントを推進していくため、全庁横断的な推進体制とPDCAサイクルを構築し、実行します。

3. 目標の設定

(1) 公共建築物の管理目標について

公共建築物の更新費用の見通しは、年間約 10.7 億円で、充当可能な投資額を 6.6 億円とした場合の差は 4.1 億円となります。

このことを踏まえ公共建築物の目標は、財政面でのかい離の解消とサービス水準の維持におき、次のような施策を展開して目標の達成状況を段階的にマネジメントします。

ア 維持管理費及び更新費用の精度向上

維持管理費及び更新費用等の精度向上を図り、計画と実績を対比させながら財政面でのかい離とその解消状況をより明確なものとしていきます。

イ 公共施設等マネジメントの基本方針への取り組み

公共施設等マネジメントの基本方針について、それぞれ対策を定めて取り組み、その実施結果をフィードバックします。

1. 財政：限られた財源を賢く活用
2. 品質：事後保全から予防保全へ転換
3. 供給：公共建築物の最適な保有量と、適正配置の実現
4. マネジメント：推進体制と PDCA サイクルの構築

ウ 展開結果の財政面からの検証

これらの取り組みを財政面からも確実に検証するために、統一的基準に基づく公会計導入で整備した固定資産台帳の有効活用を図ります。

(2) インフラ資産の管理目標について

インフラ資産については、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画：平成 25（2013）年 11 月 29 日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていきます。

本計画の計画期間には、インフラに関する技術革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本町においても、それらを積極的に導入し、国、県及び近隣自治体と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に積極的に取り組んでいきます。

図表 3.3.1 公共施設等マネジメントの基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築 ◆ メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化 ◆ 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成 	
<p>1. 目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で強靱なインフラシステムの構築 ・ 統合的・一体的なインフラマネジメントの実現 ・ メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化 <p>2. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ・ メンテナンス産業の育成 ・ 多様な施策・主体との連携 ➢ 防災・減災対策との連携による維持管理・更新を効率化 ➢ 政府・産学官、地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上 <p>3. 計画の策定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ長寿命化計画（行動計画） ・ 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画） 	<p>4. 必要施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断：定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等 ・ 修繕・更新：優先順位に基づく効果的かつ効率的な修繕・更新の実施等 ・ 基準類の整備：施設の特性等を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等 ・ 情報基盤の整備と活用：電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等 ・ 新技術の開発・導入：ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等 ・ 予算管理：新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等 ・ 体制の構築：【国】技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実／【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用／【民間企業】入札契約制度の改善等 ・ 法令等の整備：基準類の体系的な整備等 <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示 ・ 計画のフォローアップの実施

※出典：「インフラ長寿命化基本計画概要（平成 25（2013）年 11 月）（国土交通省）を編集

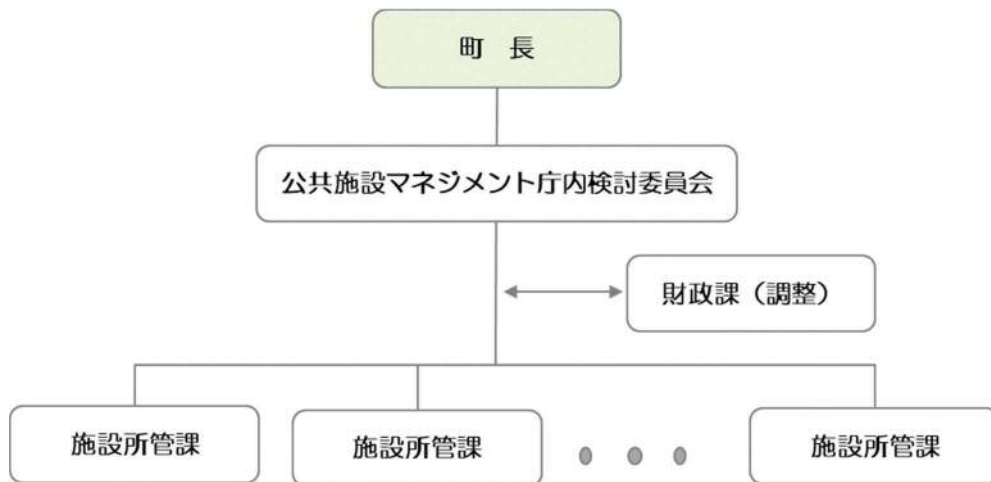
4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制

本計画を展開していくにあたっては、庁内の連携・協力を緊密に図っていく必要があります。このような観点から、公共施設等マネジメントに係る横断的機能を有した組織の設置を検討し、次に示すような継続的なマネジメントを行います。

- ・ 公共施設等の情報を集約し、全庁共有を図り施設所管課間での活発なコミュニケーションを促す。
- ・ 個別施設計画を全体最適に誘導するとともに全庁的な意識改革を主導する。
- ・ 広報紙、ホームページ等を通じて住民とのコミュニケーションを効果的に行う。
- ・ 国・県・近隣自治体などとも連携した取組を進める。

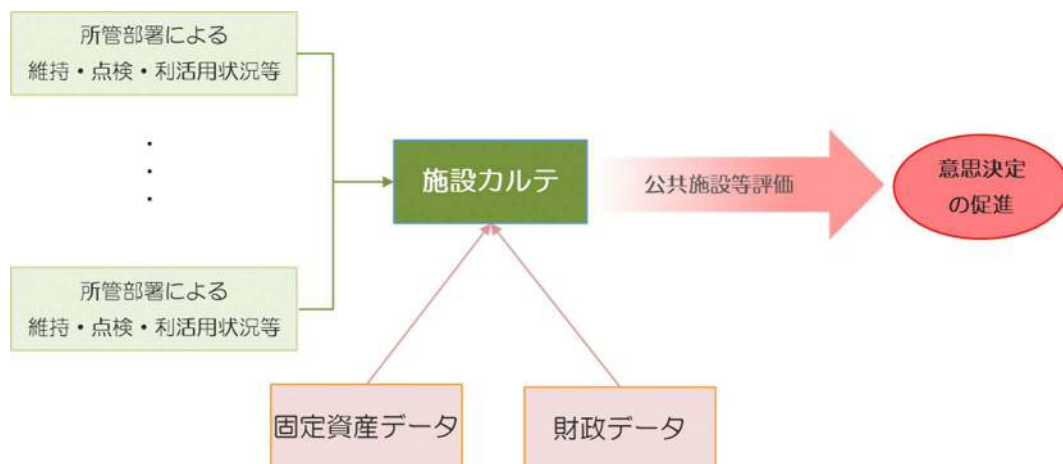
図表 3.4.1 公共施設等マネジメントの取組体制



(2) 情報管理・共有方策

公共施設等マネジメントを効果的に実施していくために、施設所管課の情報を集約し、固定資産データ及び財政データとも連携して施設カルテに展開し、全庁的な意思決定を促す仕組みを創出します。

図表 3.4.2 情報管理・共有方策



5. 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に関して、以下の9つの実施方針を定めます。

(1) 点検・診断の実施方針

公共建築物について、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、施設間における保全の優先度についての判断等を行います。

法定点検については、一級建築士やその他の専門知識を持つ有資格者が実施することが義務付けられていますが、専門的な知識を必要としない点検などは、各建物の管理者が自主的に行えるようマニュアル整備を行い実施することも検討します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持や安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。

ここで、対症療法的に劣化箇所を補修するのが事後保全にあたり、施設の劣化が進む前に対策を施すことで健全な状態を維持するのが予防保全にあたります。予防保全を基本としながら各施設の状況と専門家の意見等も反映して費用対効果の高い維持管理・修繕を行います。

(3) 安全確保策の実施方針

施設の安全確保に関わる評価を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や住民の安全・安心を考慮し、早期に解体、除却します。

(4) 耐震化の実施方針

昭和56(1981)年以前に建築された建物(旧耐震基準)については、計画的に耐震診断を実施し、災害時に住民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設など、地震発生による人命への重大な被害や住民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震対策を行います。

(5) 長寿命化の実施方針

一般に、高度経済成長期に建設された公共施設等は、その建替え時期も一時期に集中する傾向にあります。長寿命化を図ることによって建替え時期の集中を回避するとともに、そこで得た期間を活用して、複合化・集約化・多機能化など、施設と機能の分離による見直しや、その実現手段の一つとして官民連携の導入を推進することにより、支出の平準化と縮減を図ります。

また、長寿命化は、環境配慮や安全・安心の確保など社会的な要請のなかで積極的に取り組まなければ

ならない重要課題でもあります。今後とも維持していくべき公共施設等については、長寿命化の判断基準に基づき、その対象と目標耐用年数を定め長寿命化を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化

「ユニバーサルデザイン 2020行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)においてユニバーサルデザインのまちづくりの考え方が示されました。その中で紹介されている具体的施策の内容を踏まえ、本町においても、高齢者、障がい者、子育て世代や観光客等多様な利用が想定される公共施設等の整備・改修等に際しては、誰もが利用しやすい施設となることを目標としてユニバーサルデザイン化の推進に取り組みます。

(7) 脱炭素化の推進に関する方針

地球温暖化対策計画(2021 年(令和 3 年)10 月 22 日閣議決定)に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画(同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画)の内容を踏まえ、Z E B (Net Zero Energy Building)の考え方にに基づき、公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入や L E D 照明の導入など計画的な改修等による脱炭素化に取り組みます。

(8) 統合や廃止の推進方針

公共建築物においては、老朽度、利用率、必要性、防災の観点等、総合的に検証したうえで、類似の機能であるものや施設機能を代用できるものについては、積極的に施設の統合・複合化を検討するとともに、利用目的と照らし合わせて、その目的が明確でないものについては、積極的に廃止を検討します。

また、統合・複合化または除却等により発生した未利用地は、統合的に管理を行い、民間事業者への貸付や売却等を行い、その収益を公共施設の維持管理費用等に充当します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■ 職員の意識改革・技術の向上

公共施設等マネジメントの実行にあたっては、職員一人ひとりが従来の個別施設毎の管理構想から抜け出し、経営的視点を持って全体の最適化を目指す必要があります。

そのため、技術面及びマネジメントに関する研修等を実施し、職員の技術と意識向上を図ります。

■ 個別施設計画との連携

施設によっては既に策定されている長寿命化等の計画を基本としながら、本計画との整合を図ります。また、未策定の施設に関しては国(関係省庁)等の動向を踏まえ、個別施設計画の策定を担当課に促します。

■ 財政との連携

長期的な視点から効果的かつ効率的な施設管理を実施するため、予算編成部署との連携を図ります。

また、新たに必要となる経費や事業優先度の判断に応じた予算配分の仕組みづくりについても検討します。

■情報の共有

各所管課において備えている管理台帳を基に、情報の一元化を図るとともに、定期的な情報更新を行い、庁内で共有します。

■官民協働・民間活力の活用

今後、PPP／PFI方式、コンセッション方式、指定管理制度、包括施設管理など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などの活用を検討し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設等の機能を向上させながら、維持管理コスト等の縮減を図ります。

■隣接する市町村との連携など広域的視野をもった検討

近隣自治体との相互利用や共同運営、国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用等について、可能性を検討します。

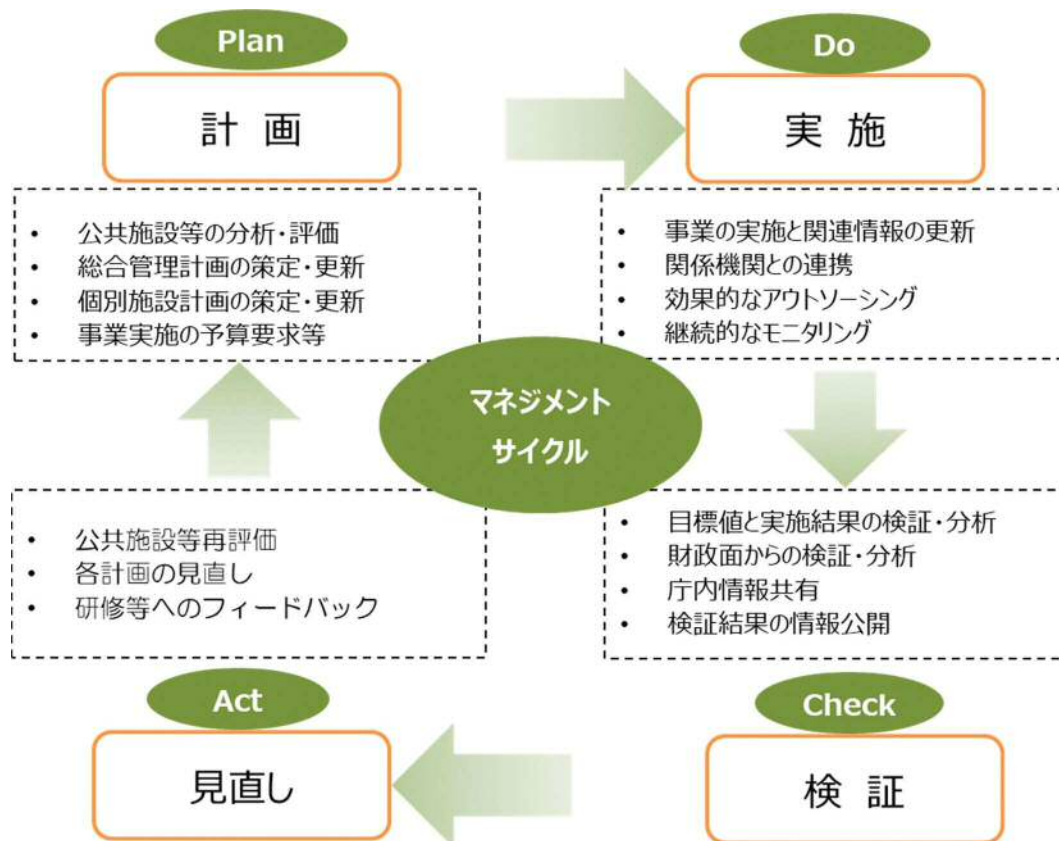
6. PDCA サイクル推進方針

(1) マネジメントサイクルの形成

本計画では、マネジメントサイクルを定め計画の継続的なフォローアップを行います。また、本計画期間中には社会経済情勢の変化により前提となる条件が大きく変わる可能性があります。概ね 5 年後を目途に計画全体の見直しを行います。

これらのフォローアップの基で、公共建築物については、各施設の今後のあり方について全庁的な体制で検討を進め、点検実施等の具体的な手法や優先順位について、柔軟に見直しを行います。また、インフラ資産については、点検基準等の整備状況や新技術による効率的な点検の実施等、国や県、他市町村の動向にも注視しながら、適宜見直しを行います。

図表 3.6.1 総合管理計画マネジメントサイクル



(2) 本計画の検証について

■評価指標について

本計画では、個別施設計画を通じて次のような評価指標を検討します。

図表 3.6.2 評価指標

視点	評価指標 (KPI)	目標値
全体の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総延床面積の縮減 ✓ 維持管理・運営費のコスト縮減 ✓ 長寿命化・予防保全等の効果 ✓ 土地売却・貸付、収入効果 ✓ 代替サービスの開発 	✓ 詳細は個別施設計画において定める。
個々の施設の在り方	✓ 利用者数、利用者満足度など	

■財政側面からのマネジメント支援について

既存の財政的公表指標を整理・活用することによって、本計画を財政面からも検証・確認することが可能です。すなわち、公共施設等のマネジメントが財政的課題の解決を図る観点、いわば公共施設等が財政に与えている影響を随時検証し、持続可能な水準にあるか否かを検討します。

図表 3.6.3 基本計画の進捗を財政面から検証するための指標例

目的：財務的視点	検証・確認すべき指標
① 財政規律の堅持 ：健全性（ストック&フロー）	<u>健全化判断比率</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実質赤字比率 ✓ 連結実質赤字比率 ✓ 実質公債費比率 ✓ 公営企業資金不足比率 ✓ 将来負担比率
	住民一人当たり連結有利子負債残高（万円）
：世代間公平性（ストック）	社会資本形成の世代間負担比率 (有利子負債÷公共資産)：連結
② 資産の継承 ：資産形成度（ストック）	有形固定資産減価償却率
③ 高品質な財政運営 ：弾力性（フロー）	経常収支比率
	公債費負担比率

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共建築物については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な修繕等を行うことで、長寿命化が可能な施設は長寿命化を図ります。また、更新時期を迎えた段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施します。

インフラ資産については、可能な限り長寿命化を図るとともに、災害のリスクを減らすための強靱化等によるハード対策とそれを補う被害防止や軽減活動などのソフト対策及び防災拠点、指定避難所などの見直しを行い、災害に備えた防災・減災まちづくりを進めます。

1. 公共建築物

(1) 町民文化系施設

町民文化系施設は、集会所や公民館など 23 施設が対象です。これらの施設は、地域の社会において、社交やレクリエーションを通じて地域住民の相互交流を促し、安心・安全で豊かな日常生活を形成することを目的としています。

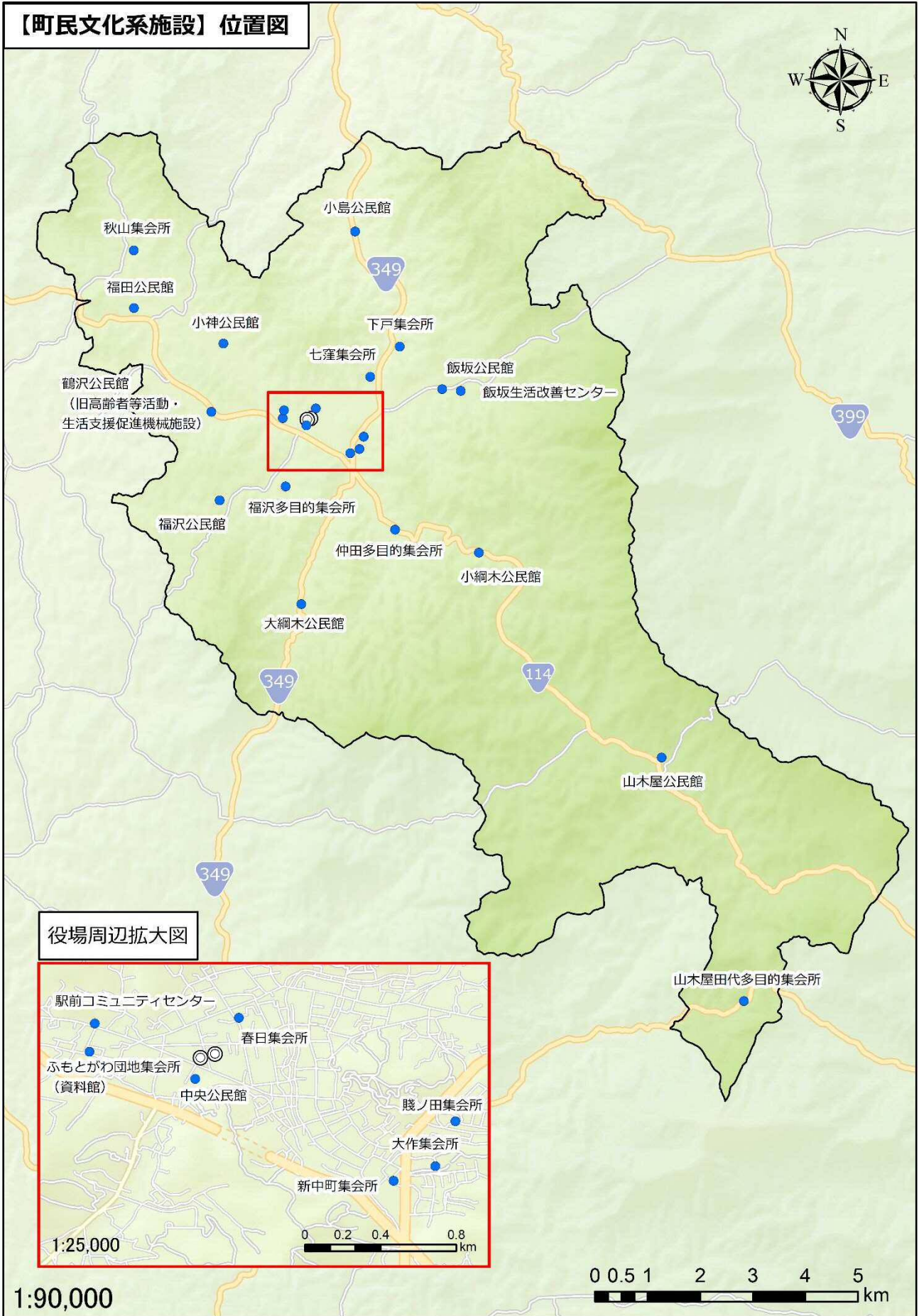
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	地域コミュニティにとって必要不可欠な機能であることを認識しつつ、現状の利用状況や今後の人口動態などから、将来のニーズを精査し、地元移管や近隣施設との統合・集約も含めた総合的な判断をしていく。
品質に関する基本方針	定期的な点検・診断を実施し、計画的な修繕等を行うことで、長寿命化が可能な施設は長寿命化を図る。 設備の更新等を図る場合は、脱炭素化やライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図る。
財政に関する基本方針	供給に関する基本方針による総量管理と、品質に関する基本方針によるランニングコストの縮減を踏まえて、施設更新等費用の縮減を図る。

【施設一覧表 町民文化系施設】

中分類	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
集会施設	山木屋公民館	1974	522.00	鉄骨造
集会施設	ふもとがわ団地集会所 (資料館)	1992	39.75	木造
集会施設	駅前コミュニティセンター	不明	132.16	木造
集会施設	春日集会所	1984	139.14	木造
集会施設	秋山集会所	1981	130.18	木造
集会施設	下戸集会所	1984	195.43	木造
集会施設	大作集会所	2017	120.86	木造
集会施設	新中町集会所	2020	67.28	木造
集会施設	福沢多目的集会所	1984	288.22	木造
集会施設	仲田多目的集会所	1990	148.64	木造
集会施設	山木屋田代多目的集会所	1987	93.16	木造
集会施設	鶴沢公民館	2001	651.82	鉄骨鉄筋コンクリート
集会施設	飯坂生活改善センター	1982	192.53	木造
集会施設	七窪集会所	1996	60.25	木造
集会施設	賤ノ田集会所	1977	58.32	コンクリートブロック
集会施設	飯坂公民館	1993	253.02	鉄筋コンクリート
集会施設	中央公民館	1980	3,346.36	鉄筋コンクリート
集会施設	福田公民館	1980	413.23	鉄筋コンクリート
集会施設	大綱木公民館	1974	244.11	鉄骨造
集会施設	福沢公民館	1994	277.83	鉄骨造
集会施設	小島公民館	1994	336.96	鉄骨造
集会施設	小綱木公民館	1981	191.71	木造
集会施設	小神公民館	2012	234.22	木造

【町民文化系施設】位置図



(2) 社会教育系施設

社会教育系施設は、かわまたおりもの展示、羽山の森美術館の2施設です。

羽山の森美術館は、旧福沢小学校を改修し、長い町の歴史の中で育んできた「町ゆかりの画家」を後世に残し継承していくために、温もりのある里山の「小さな美術館」として生まれ変わった心のこもった施設です。

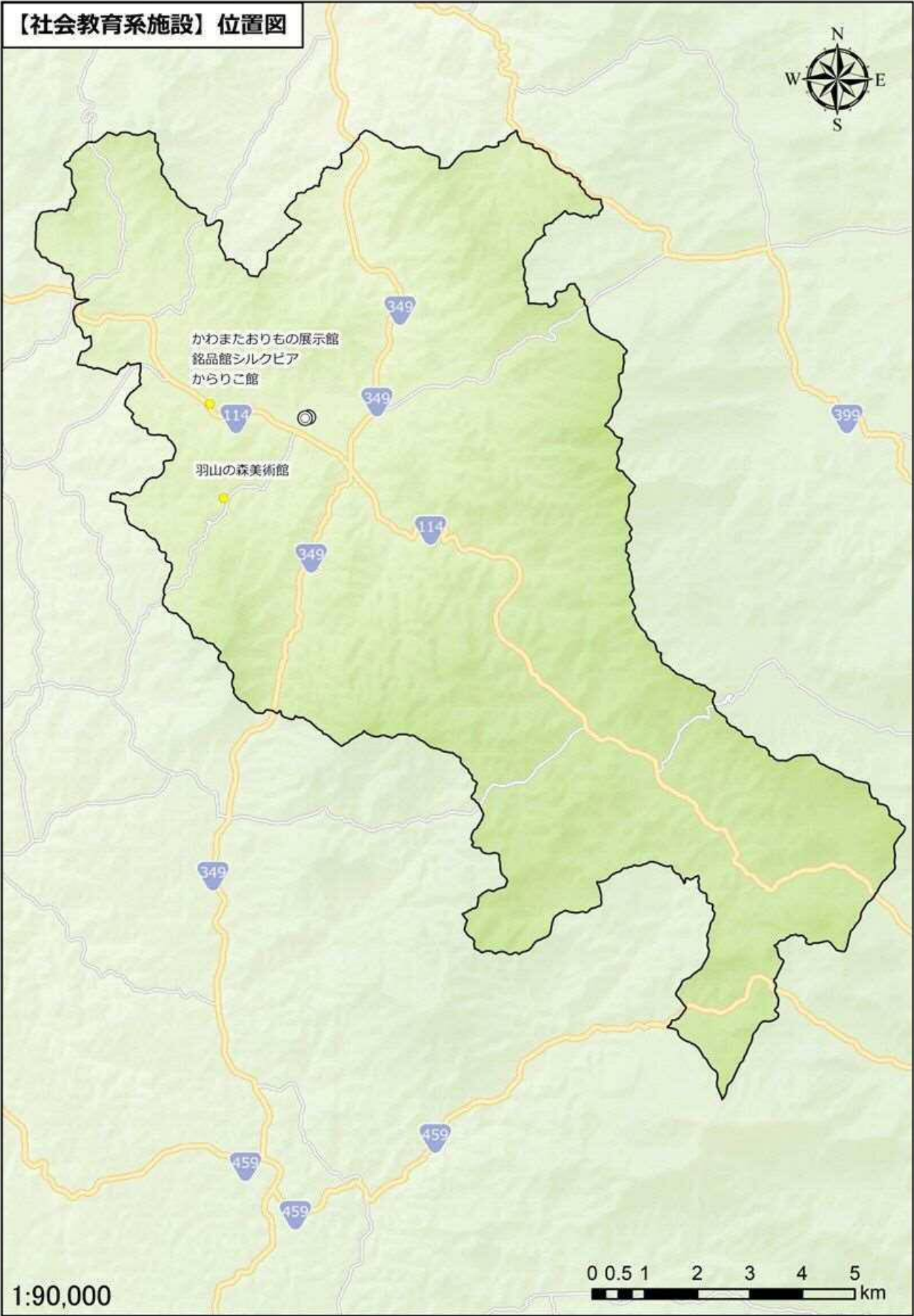
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	社会教育系施設は、現状として機能を代替することができないため、数量は現状維持とする。
品質に関する基本方針	定期的な点検・診断を実施し、計画的な修繕等を行うことで、長寿命化が可能な施設は長寿命化を図る。 設備の更新等を図る場合は、脱炭素化やライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図る。
財政に関する基本方針	品質に関する基本方針によるランニングコストの縮減を踏まえて、施設更新等費用の縮減を図る。

【施設一覧表 社会教育系施設】

中分類	施設名	建築年度	延床面積(m ²)	構造
博物館等	かわまたおりもの展示館	1987	1,394.45	鉄筋コンクリート
博物館等	羽山の森美術館	1981	1,753.00	鉄筋コンクリート

【社会教育系施設】位置図



(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、体育館や合宿所など 8 施設が対象です。これらの施設は、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、住民の豊かな生活の形成に資することを目的とする施設です。

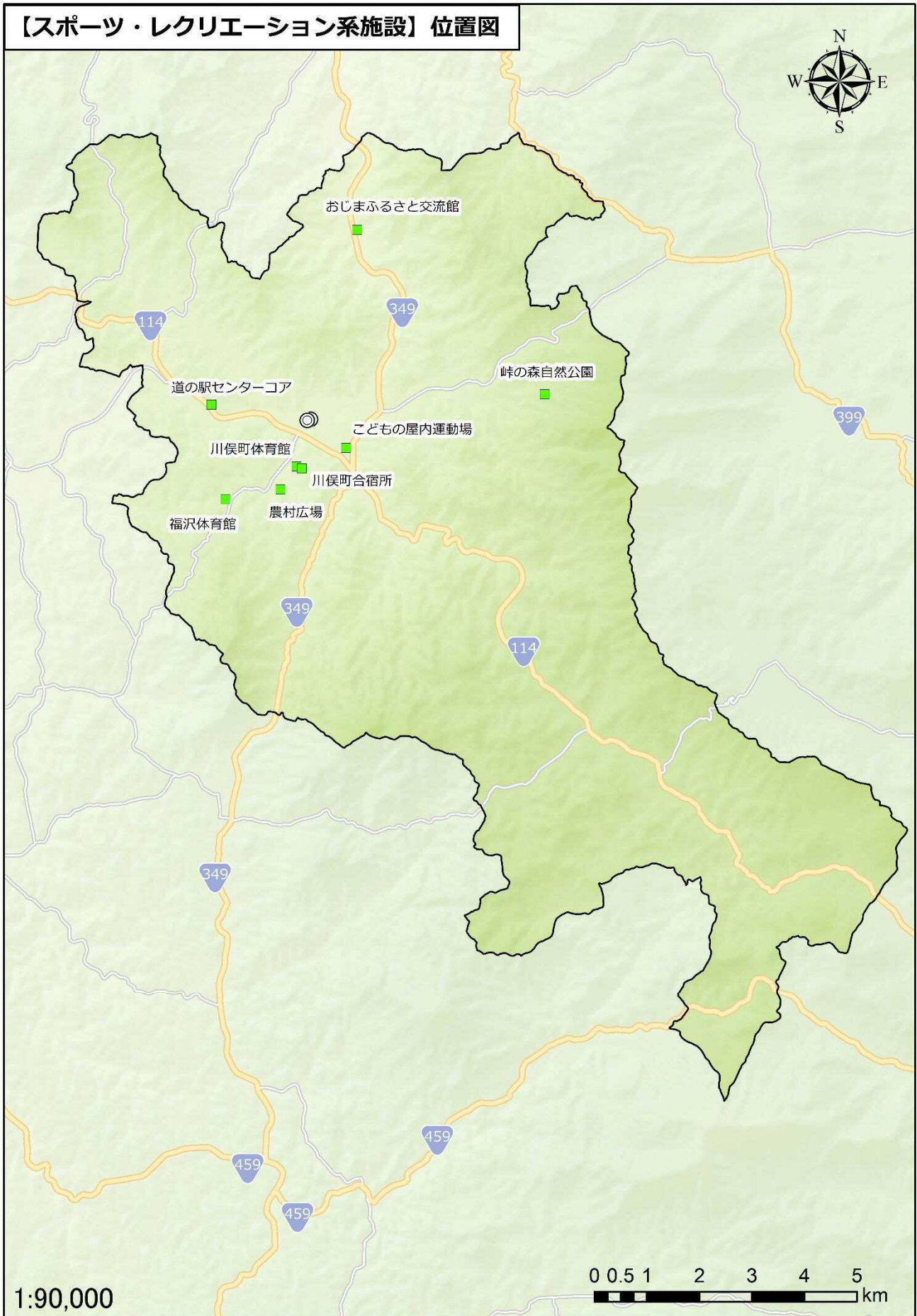
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	スポーツ・レクリエーション系施設は、現状として機能を代替することができないため、数量は現状維持とする。
品質に関する基本方針	定期的な点検・診断を実施し、計画的な修繕等を行うことで、長寿命化が可能な施設は長寿命化を図る。 設備の更新等を図る場合は、脱炭素化やライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図る。
財政に関する基本方針	品質に関する基本方針によるランニングコストの縮減を踏まえて、施設更新等費用の縮減を図る。

【施設一覧表 スポーツ・レクリエーション系施設】

中分類	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
レクリエーション施設・観光施設	峠の森自然公園	1982	292.68	木造
レクリエーション施設・観光施設	道の駅センターコア	2020	176.62	鉄骨造
レクリエーション施設・観光施設	農村広場	2009	154.05	木造
レクリエーション施設・観光施設	おじまふるさと交流館	1990	1,865.00	鉄筋コンクリート
レクリエーション施設・観光施設	川俣町体育館	1993	4,932.00	鉄筋コンクリート
レクリエーション施設・観光施設	川俣町合宿所	1994	999.98	木造
レクリエーション施設・観光施設	こどもの屋内運動場	1992	537.88	鉄骨造
レクリエーション施設・観光施設	福沢体育館	1970	381.00	鉄骨造

【スポーツ・レクリエーション系施設】位置図



(4) 産業系施設

産業系施設は、粗飼料生産流通拠点施設など 8 施設が対象です。これらの施設は、本町の産業振興を目的としています。

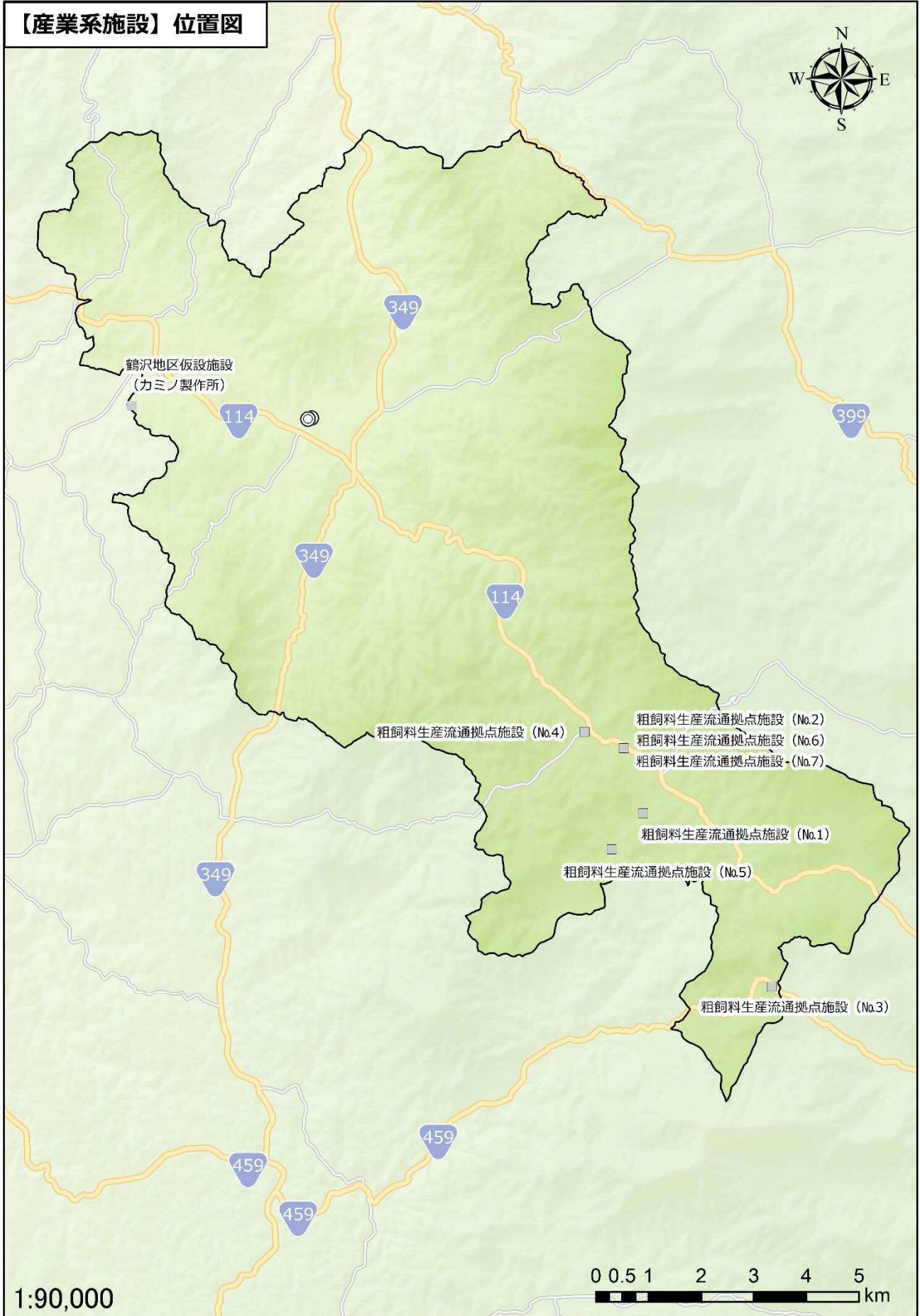
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	産業系施設は、利用目的、利用状況等を勘案し、民間への払い下げも含めて総合的な判断をしていく。
品質に関する基本方針	定期的な点検・診断を実施し、計画的な修繕等を行うことで、長寿命化が可能な施設は長寿命化を図る。 設備の更新等を図る場合は、脱炭素化やライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図る。
財政に関する基本方針	供給に関する基本方針による総量管理と、品質に関する基本方針によるランニングコストの縮減を踏まえて、施設更新等費用の縮減を図る。

【施設一覧表 産業系施設】

中分類	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
産業系施設	粗飼料生産流通拠点施設 (No.1)	2018	381.02	鉄骨造
産業系施設	粗飼料生産流通拠点施設 (No.2)	2019	427.82	鉄骨造
産業系施設	粗飼料生産流通拠点施設 (No.3)	2019	638.57	鉄骨造
産業系施設	粗飼料生産流通拠点施設 (No.4)	2019	638.57	鉄骨造
産業系施設	粗飼料生産流通拠点施設 (No.5)	2018	994.30	鉄骨造
産業系施設	粗飼料生産流通拠点施設 (No.6)	2019	970.22	鉄骨造
産業系施設	粗飼料生産流通拠点施設 (No.7)	2019	743.95	鉄骨造
産業系施設	鶴沢地区仮設施設 (カミノ製作所)	不明	497.48	鉄骨造

【産業系施設】位置図



(5) 学校教育系施設

学校教育系施設は、川俣小学校、川俣中学校など9施設が対象です。

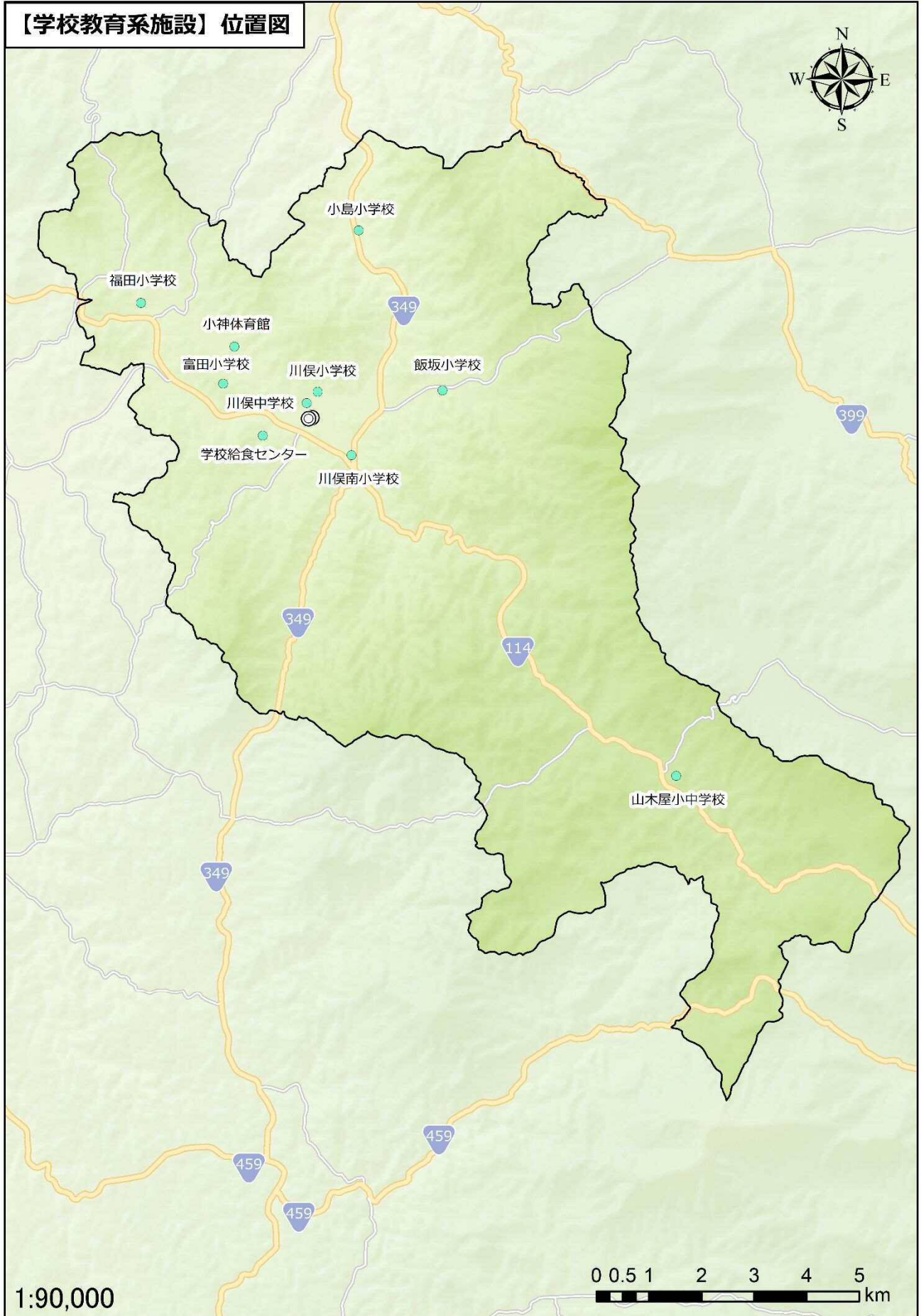
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	「川俣町小学校及び幼稚園・保育園の再編計画書」（令和元年5月）により、令和4年（2022年）に山木屋小学校を除く小学校（5校）を川俣小学校に再編する。
品質に関する基本方針	子どもが日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保するとともに計画的な改修・更新を行い、可能な限り長寿命化を図る。 設備の更新等を図る場合は、脱炭素化やライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図る。
財政に関する基本方針	供給に関する基本方針による総量管理と、品質に関する基本方針によるランニングコストの縮減を踏まえて、施設更新等費用の縮減を図る。

【施設一覧表 学校教育系施設】

中分類	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
学校	川俣小学校	1986	6,078.56	鉄筋コンクリート
学校	川俣南小学校	1984	5,476.29	鉄筋コンクリート
学校	富田小学校	1988	2,917.74	鉄筋コンクリート
学校	福田小学校	1978	2,637.00	鉄筋コンクリート
学校	小島小学校	1993	833.00	鉄骨鉄筋コンクリート
学校	飯坂小学校	1992	2,999.00	鉄筋コンクリート
学校	山木屋小中学校	1995	4,032.27	鉄筋コンクリート
学校	川俣中学校	1971	9,111.00	鉄筋コンクリート
学校	小神体育館	1975	367.50	鉄筋コンクリート
その他教育施設	学校給食センター	2006	936.04	鉄骨造

【学校教育系施設】位置図



(6) 子育て支援施設

子育て支援施設は、川俣幼稚園、富田幼稚園など7施設が対象です。

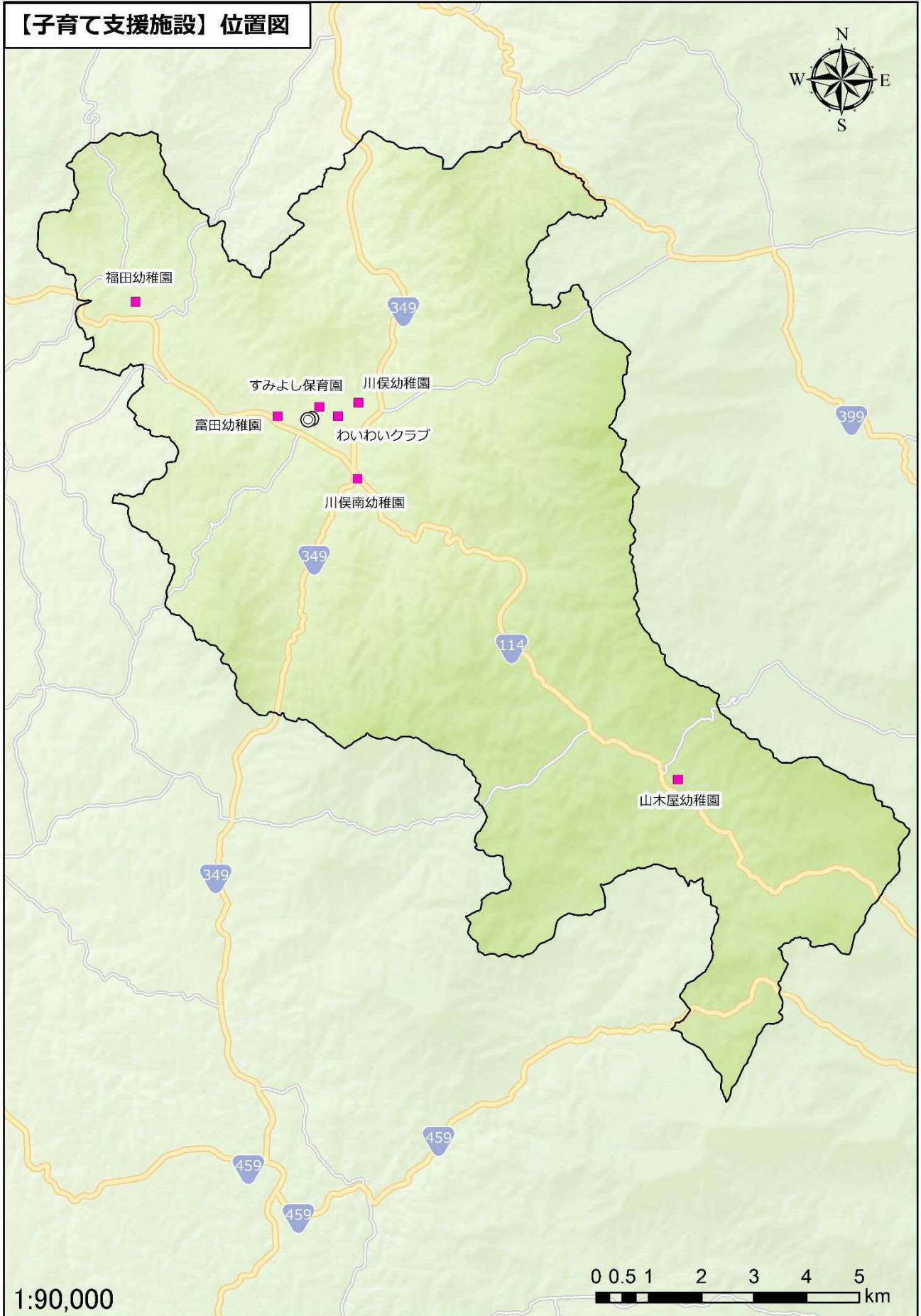
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	「川俣町小学校及び幼稚園・保育園の再編計画書」（令和元年5月）により、幼稚園・保育園については、令和5年（2023年）を目途に、川俣南小学校を改修し幼保連携型認定こども園の開設をめざしている。
品質に関する基本方針	子どもが日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保するとともに計画的な改修・更新を行い、可能な限り長寿命化を図る。 設備の更新等を図る場合は、脱炭素化やライフサイクルコストの削減の観点から省エネ機器への転換を図る。
財政に関する基本方針	供給に関する基本方針による総量管理と、品質に関する基本方針によるランニングコストの削減を踏まえて、施設更新等費用の削減を図る。

【施設一覧表 子育て支援施設】

中分類	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
幼稚園・保育園・こども園	川俣幼稚園	1970	757.00	鉄骨造
幼稚園・保育園・こども園	川俣南幼稚園	1982	584.00	鉄筋コンクリート
幼稚園・保育園・こども園	富田幼稚園	1976	576.00	鉄骨造
幼稚園・保育園・こども園	福田幼稚園	1978	390.00	鉄骨造
幼稚園・保育園・こども園	山木屋幼稚園	1995	495.91	鉄筋コンクリート
幼稚園・保育園・こども園	すみよし保育園	1984	971.37	鉄筋コンクリート
幼児・児童施設	わいわいクラブ	2002	226.80	鉄骨造

【子育て支援施設】位置図



(7) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は、保健センターが対象です。この施設は、健康診査をはじめとした保健事業や介護保険事業など、住民の健康づくりの拠点となっています。

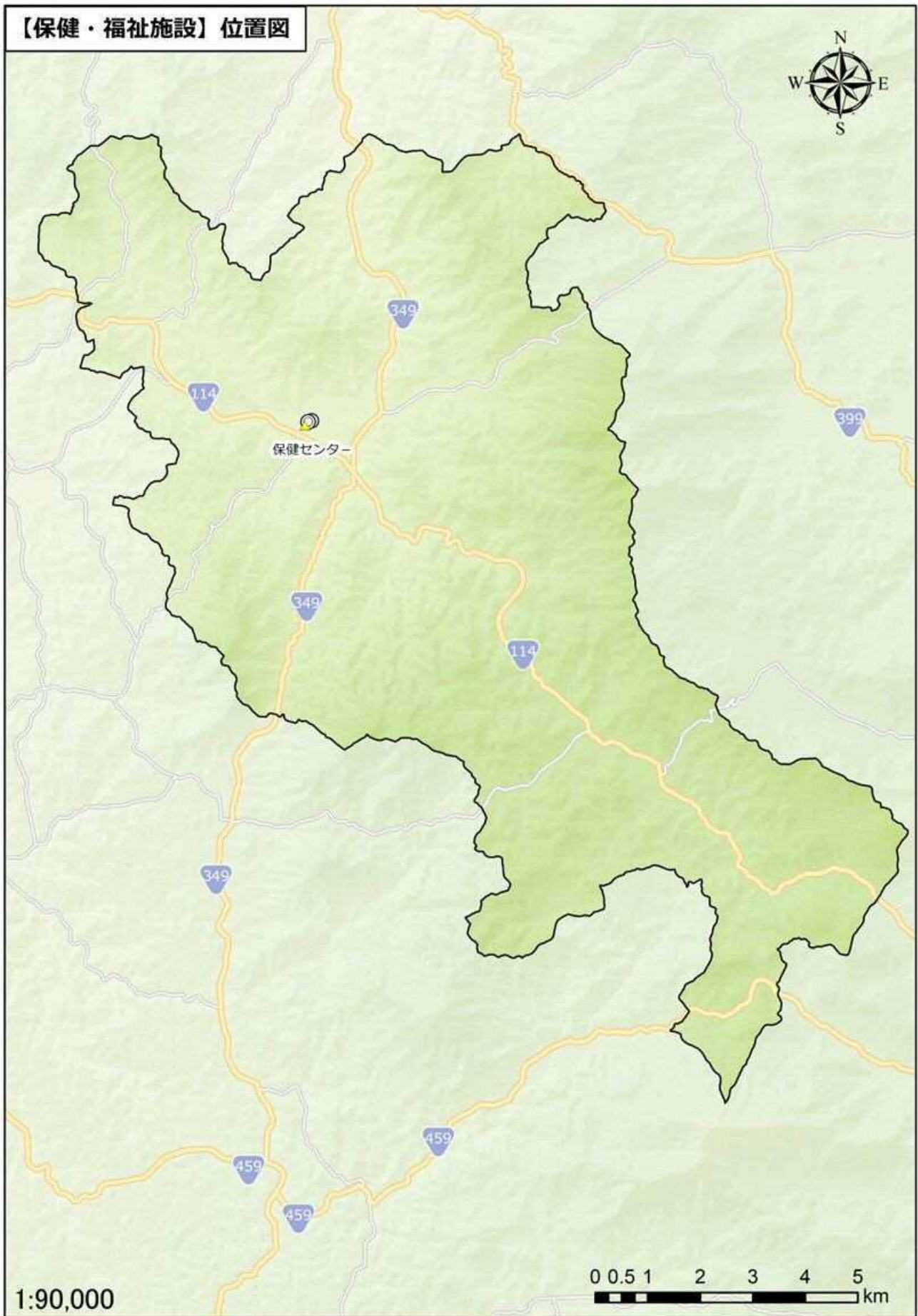
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	現状として機能を代替することができないため、現状維持とする。
品質に関する基本方針	定期的な点検・診断を実施し、計画的な修繕等を行うことで、長寿命化を図る。 設備の更新等を図る場合は、脱炭素化やライフサイクルコストの削減の観点から省エネ機器への転換を図る。
財政に関する基本方針	品質に関する基本方針によるランニングコストの削減を踏まえて、施設更新等費用の削減を図る。

【施設一覧表 保健・福祉施設】

中分類	施設名	建築年度	延床面積(m ²)	構造
保健施設	保健センター	1997	888.33	鉄筋コンクリート

【保健・福祉施設】位置図



(8) 医療施設

医療施設は、山木屋診療所が対象です。この施設は、地域医療の提供を目的とする施設です。

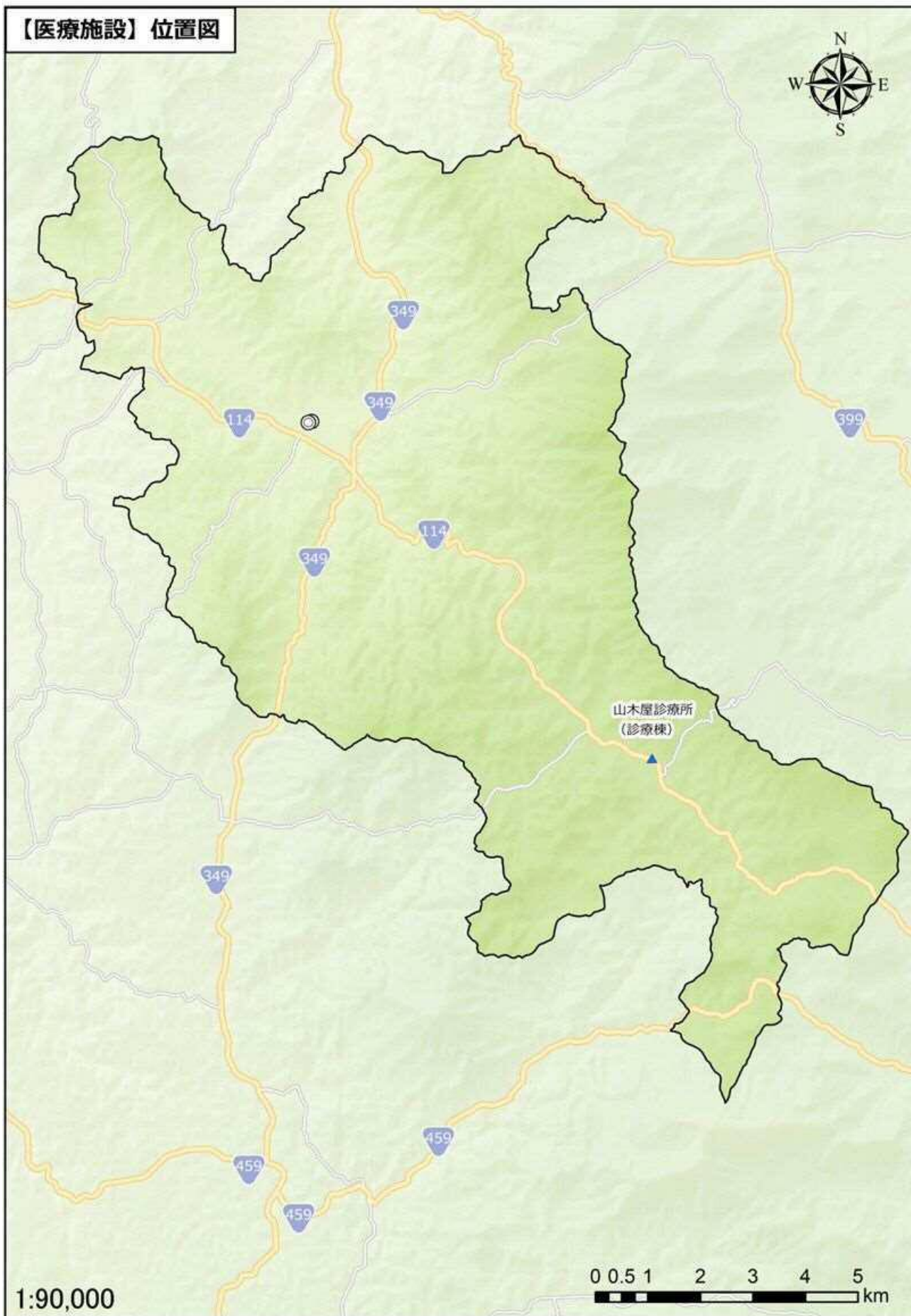
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	医療機能は必要であり、代替施設の予定もないため、引き続き現状を維持する。
品質に関する基本方針	定期的な点検・診断を実施し、必要な修繕等を行う。長寿命化等の特別な対策は講じない。
財政に関する基本方針	供給に関する基本方針による総量管理を踏まえて、施設更新等費用の縮減を図る。

【施設一覧表 医療施設】

中分類	施設名	建築年度	延床面積(m ²)	構造
医療施設	山木屋診療所（診療棟）	1967	176.94	コンクリートブロック

【医療施設】位置図



1:90,000

0 0.5 1 2 3 4 5 km

(9) 行政系施設

行政系施設は、庁舎や消防施設など 45 施設が対象です。庁舎施設は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施すること等を目的とする施設です。また、消防施設は、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと等を目的とする施設です。

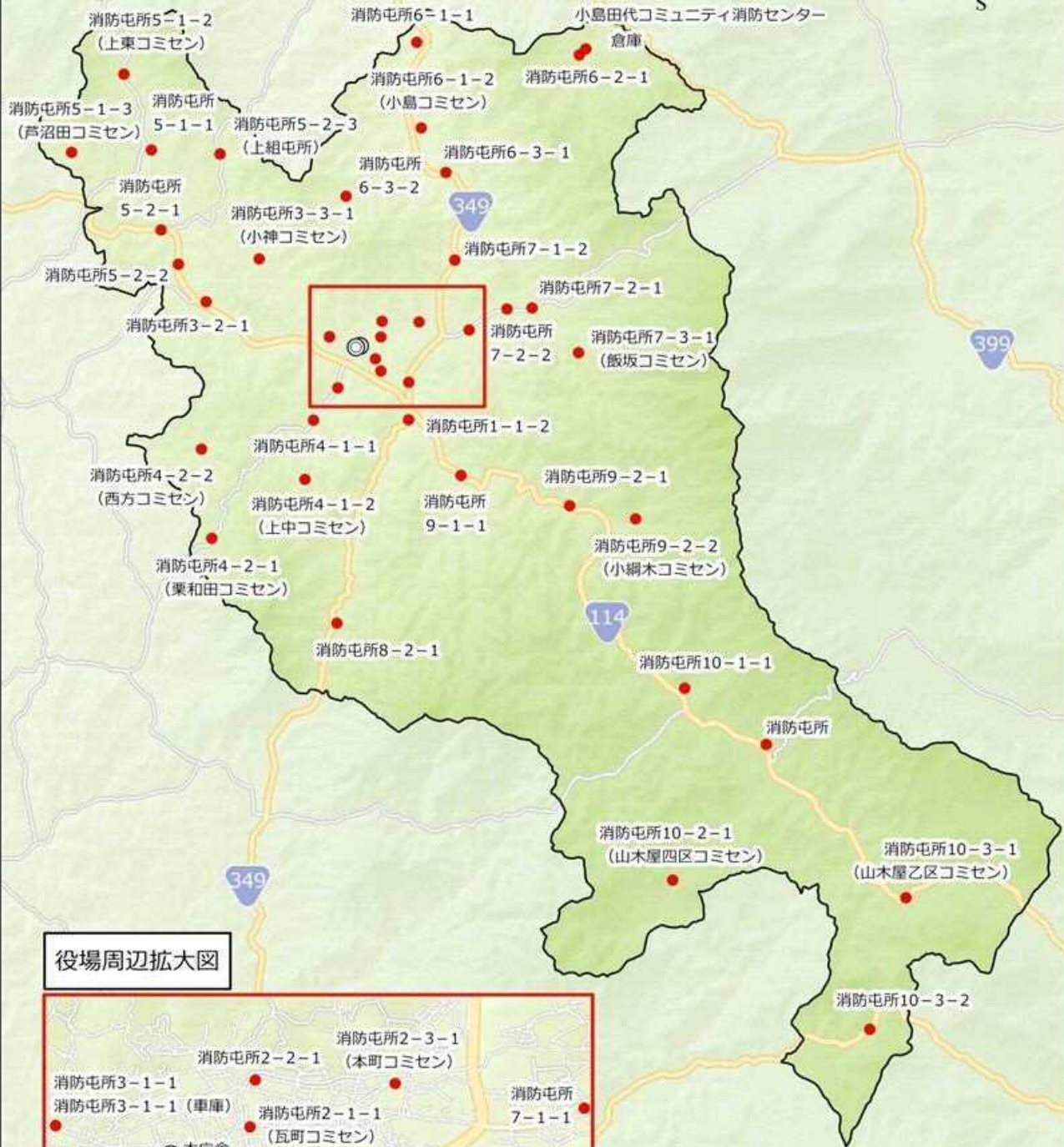
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	本庁舎は、行政機能の中核であり、また災害時の防災拠点としても重要な施設であることから、今後も引き続き維持する。 消防施設は、消防の広域化を含めた将来的な消防需要を考慮しつつ、今後も引き続き維持する。ただし、消防屯所は将来的に 3 分の 2 程度までの縮減を検討する。
品質に関する基本方針	定期的な点検・診断を実施し、計画的な修繕等を行うことで、長寿命化が可能な施設は長寿命化を図る。 設備の更新等を図る場合は、脱炭素化やライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図る。
財政に関する基本方針	供給に関する基本方針による総量管理と、品質に関する基本方針によるランニングコストの縮減を踏まえて、施設更新等費用の縮減を図る。

【施設一覧表 行政系施設】

中分類	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
庁舎等	本庁舎	2017	1,802.13	非木造
庁舎等	役場西分庁舎	1980	332.42	鉄骨造
消防施設	消防屯所（東福沢消防コミセン）	2017	180.15	木造
消防施設	消防屯所	2017	100.34	木造
消防施設	第1分団消防屯所	2019	112.68	鉄骨造
消防施設	消防屯所1-1-1	1983	45.01	木造
消防施設	消防屯所1-1-2	1995	33.12	木造
消防施設	消防屯所1-2-1	1986	46.38	木造
消防施設	消防屯所2-1-1（瓦町コミセン）	1992	99.36	木造
消防施設	消防屯所2-2-1	1980	71.22	木造
消防施設	消防屯所2-3-1（本町コミセン）	1999	189.62	木造
消防施設	消防屯所3-1-1	不明	99.37	木造
消防施設	消防屯所3-2-1	1985	67.90	木造
消防施設	消防屯所3-3-1（小神コミセン）	1994	82.39	木造
消防施設	消防屯所4-1-1	1983	41.41	木造
消防施設	消防屯所4-2-1（栗和田コミセン）	1994	91.60	木造
消防施設	消防屯所4-2-2（西方コミセン）	1995	128.77	木造
消防施設	消防屯所5-1-1	1981	20.53	木造
消防施設	消防屯所5-1-2（上東コミセン）	1997	105.58	木造
消防施設	消防屯所5-1-3（芦沼田コミセン）	1990	88.61	木造
消防施設	消防屯所5-2-1	1981	39.75	木造
消防施設	消防屯所5-2-2	1967	28.68	木造
消防施設	消防屯所5-2-3（上組屯所）	2001	99.37	木造
消防施設	消防屯所6-1-1	1977	25.50	木造
消防施設	消防屯所6-1-2（小島コミセン）	1995	98.13	木造
消防施設	小島田代コミュニティ消防センター	2001	99.37	木造
消防施設	消防屯所6-2-1	1974	32.29	木造
消防施設	消防屯所6-3-1	2020	61.26	木造
消防施設	消防屯所6-3-2	2016	50.51	木造
消防施設	消防屯所7-1-1	1999	46.37	木造
消防施設	消防屯所7-2-1	1984	46.37	木造
消防施設	消防屯所7-2-2	1975	34.82	木造
消防施設	消防屯所7-3-1（飯坂コミセン）	1996	80.95	木造
消防施設	消防屯所8-2-1	1985	34.78	木造
消防施設	消防屯所9-1-1	1978	34.78	木造
消防施設	消防屯所9-2-1	1987	49.96	木造
消防施設	消防屯所9-2-2（小綱木コミセン）	1991	84.44	木造
消防施設	消防屯所10-2-1（山木屋四区コミセン）	1999	107.65	木造
消防施設	消防屯所10-3-1（山木屋乙区コミセン）	1992	103.51	木造
消防施設	消防屯所10-3-2	1995	19.87	木造
消防施設	消防屯所3-1-1（車庫）	1982	22.68	木造
消防施設	消防屯所4-1-2（上中コミセン）	2000	99.37	木造
消防施設	消防屯所7-1-2	2005	49.75	木造
消防施設	消防屯所10-1-1	2007	63.76	木造
消防施設	倉庫	2002	19.00	木造

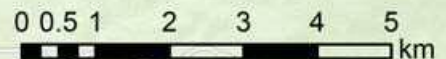
【行政系施設】位置図



役場周辺拡大図



1:90,000



(10) 公営住宅

公営住宅は、壁沢住宅やふもとがわ団地など 18 施設が対象です。これらの施設は、住民に良好な住環境を安価に供給する施設です。

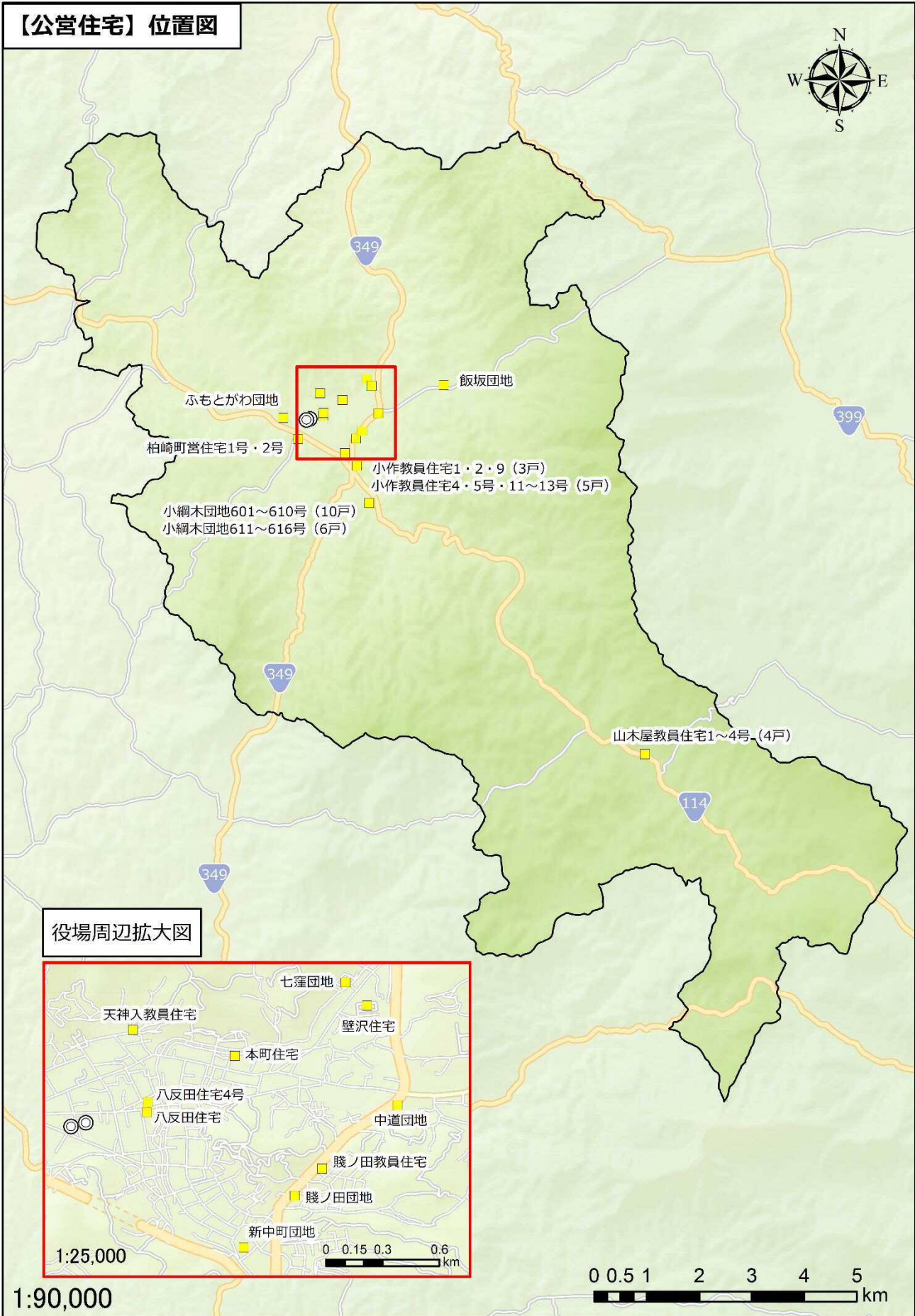
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	公営住宅の供給は、現在の入居者への影響も大きいことから、入居者との意見交換を行ないながら慎重に統廃合等の方針を定める。
品質に関する基本方針	定期的な点検・診断を実施し、計画的な修繕等を行うことで、長寿命化が可能な施設は長寿命化を図る。 設備の更新等を図る場合は、脱炭素化やライフサイクルコストの削減の観点から省エネ機器への転換を図る。
財政に関する基本方針	供給に関する基本方針による総量管理と、品質に関する基本方針によるランニングコストの削減を踏まえて、施設更新等費用の削減を図る。

【施設一覧表 公営住宅】

中分類	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
公営住宅	小作教員住宅1・2・9 (3戸)	1967	128.91	木造
公営住宅	天神入教員住宅	1975	47.10	木造
公営住宅	七窪団地	1961	646.00	木造
公営住宅	本町住宅	1976	47.10	木造
公営住宅	八反田住宅	1955	92.55	木造
公営住宅	柏崎町営住宅1号・2号	1960	111.00	木造
公営住宅	飯坂団地	1982	642.50	木造
公営住宅	小綱木団地601～610号 (10戸)	1983	642.50	木造
公営住宅	賤ノ田団地	1977	2,538.53	鉄筋コンクリート
公営住宅	ふもとがわ団地	1974	4,421.51	鉄筋コンクリート
公営住宅	中道団地	1975	596.20	プレキャストコンクリート
公営住宅	壁沢住宅	1986	5,117.32	鉄筋コンクリート
公営住宅	小作教員住宅4・5号・11～13号 (5戸)	1966	214.85	木造
公営住宅	八反田住宅4号	1955	72.90	木造
公営住宅	小綱木団地611～616号 (6戸)	1985	385.50	木造
公営住宅	新中町団地	2016	1,881.60	木造
公営住宅	賤ノ田教員住宅	1984	71.78	木造
公営住宅	山木屋教員住宅1～4号 (4戸)	1984	202.72	鉄筋コンクリート

【公営住宅】位置図



(11) 公園

公園は、中央公園など 3 施設が対象です。これらの施設は、レクリエーションの振興を図り、住民の豊かな生活の形成に資することを目的とする施設です。

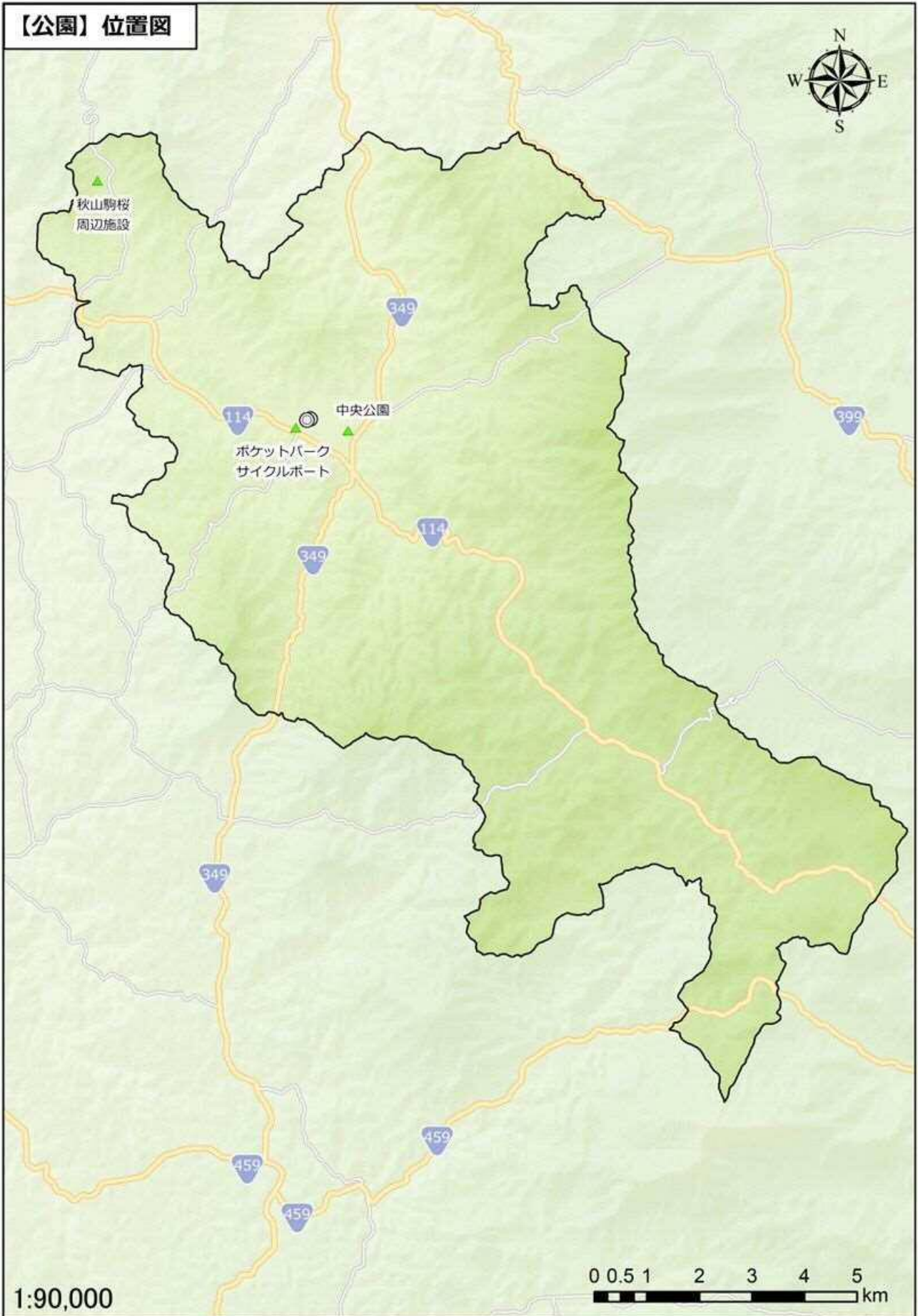
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	現有施設を維持する。
品質に関する基本方針	定期的な点検・診断を実施し、必要な修繕等を行う。長寿命化等の特別な対策は講じない。
財政に関する基本方針	丁寧な利活用を心掛けることにより、不必要な修繕等の支出を抑制する。

【施設一覧表 公園】

中分類	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
公園	秋山駒桜周辺施設	2005	92.95	木造
公園	中央公園	1975	154.38	木造
公園	ポケットパークサイクルポート	2005	74.00	鉄骨造

【公園】位置図



1:90,000

(12) 供給処理施設

供給処理施設は、川俣町浄水場、飯坂浄水場の 2 施設が対象です。これらの施設は、上水を各家庭及び企業等に配水することを目的とする施設です。

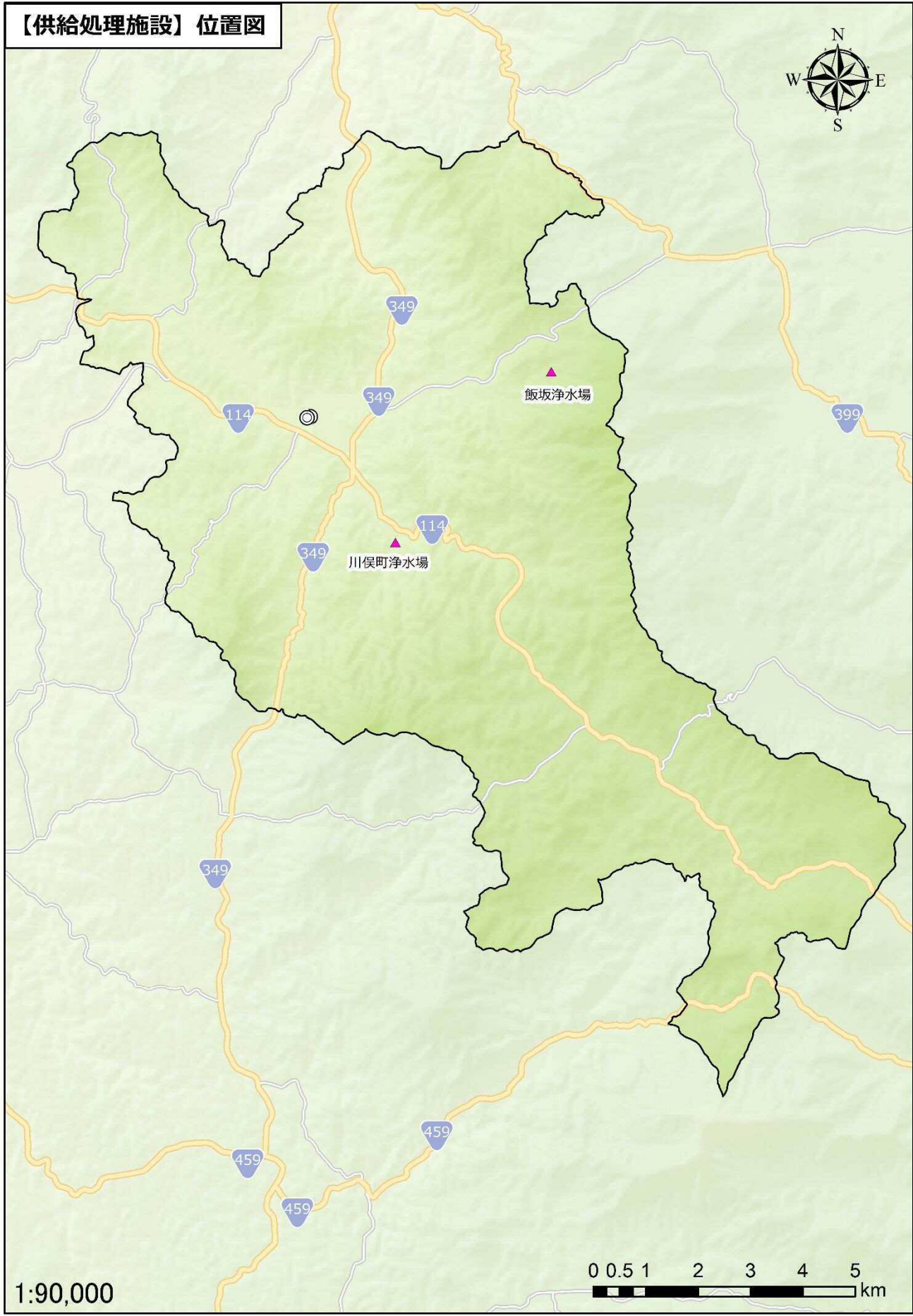
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	現有施設を維持する。
品質に関する基本方針	定期的な点検・診断を実施し、必要な修繕等を行う。長寿命化等の特別な対策は講じない。
財政に関する基本方針	丁寧な利活用を心掛けることにより、不必要な修繕等の支出を抑制する。

【施設一覧表 供給処理施設】

中分類	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
供給処理施設	川俣町浄水場	1961	689.00	鉄骨造
供給処理施設	飯坂浄水場	1983	21.00	鉄筋コンクリート

【供給処理施設】位置図



(13) その他施設

その他施設は、町営火葬場や旧小綱木小学校など6施設が対象です。

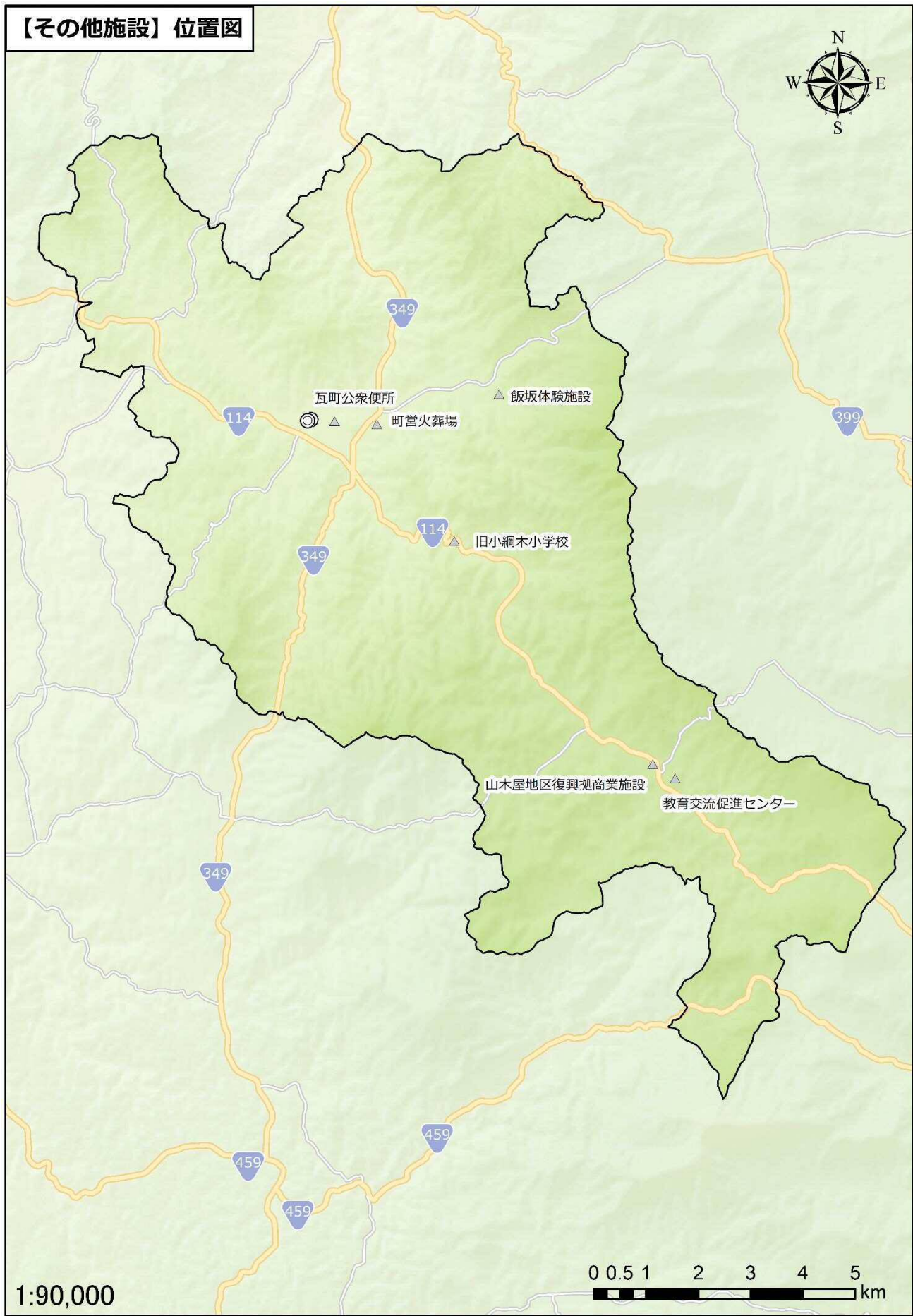
【基本方針】

基本方針	内容
供給に関する基本方針	個別施設計画の方針を踏まえて総合的な判断をしていく。
品質に関する基本方針	定期的な点検・診断を実施し、計画的な修繕等を行うことで、長寿命化が可能な施設は長寿命化を図る。
財政に関する基本方針	供給に関する基本方針による総量管理を踏まえて、施設更新等費用の縮減を図る。

【施設一覧表 その他施設】

中分類	施設名	建築年度	延床面積(m ²)	構造
その他	町営火葬場	1972	221.71	木造
その他	瓦町公衆便所	1982	15.58	コンクリートブロック
その他	旧小綱木小学校	不明	640.00	鉄骨造
その他	飯坂体験施設	2009	86.11	木造
その他	教育交流促進センター	1995	86.11	木造
その他	山木屋地区復興拠点商業施設	2017	741.76	非木造

【その他施設】位置図



2. インフラ資産

(1) 橋りょう

本町が管理する道路橋は、平成 30 年度現在 146 橋架設されています。このうち、建設後 50 年を経過する橋梁は全体の 13%（19 橋）あり、20 年後の令和 19 年には 79%（112 橋）程度に増加します。これらの老朽化が著しい橋梁に対して、従来からの対処療法型の維持修繕を続けた場合、橋梁の修繕・架け替えに要する費用が増大する事が心配されます。

このような背景から、より計画的な橋梁の維持管理を行い、予防保全型の維持修繕へ転換を図り橋梁の寿命を延ばす取り組みが必要となります。そこで本町は、将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性の確保を図るために、「川俣町橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

今後、橋りょうの個別施設計画は、「川俣町橋梁長寿命化計画」を適用します。

(2) 上水道

本町では、上水道事業と簡易水道事業に係る「川俣町水道事業ビジョン」及び「川俣町水道事業経営戦略」を策定し、本町の水道事業の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するために今後取り組むべき方策を明示しました。

今後、上水道の個別施設計画は、「川俣町水道事業ビジョン」及び「川俣町水道事業経営戦略」を適用します。

第5章 計画の推進に向けて

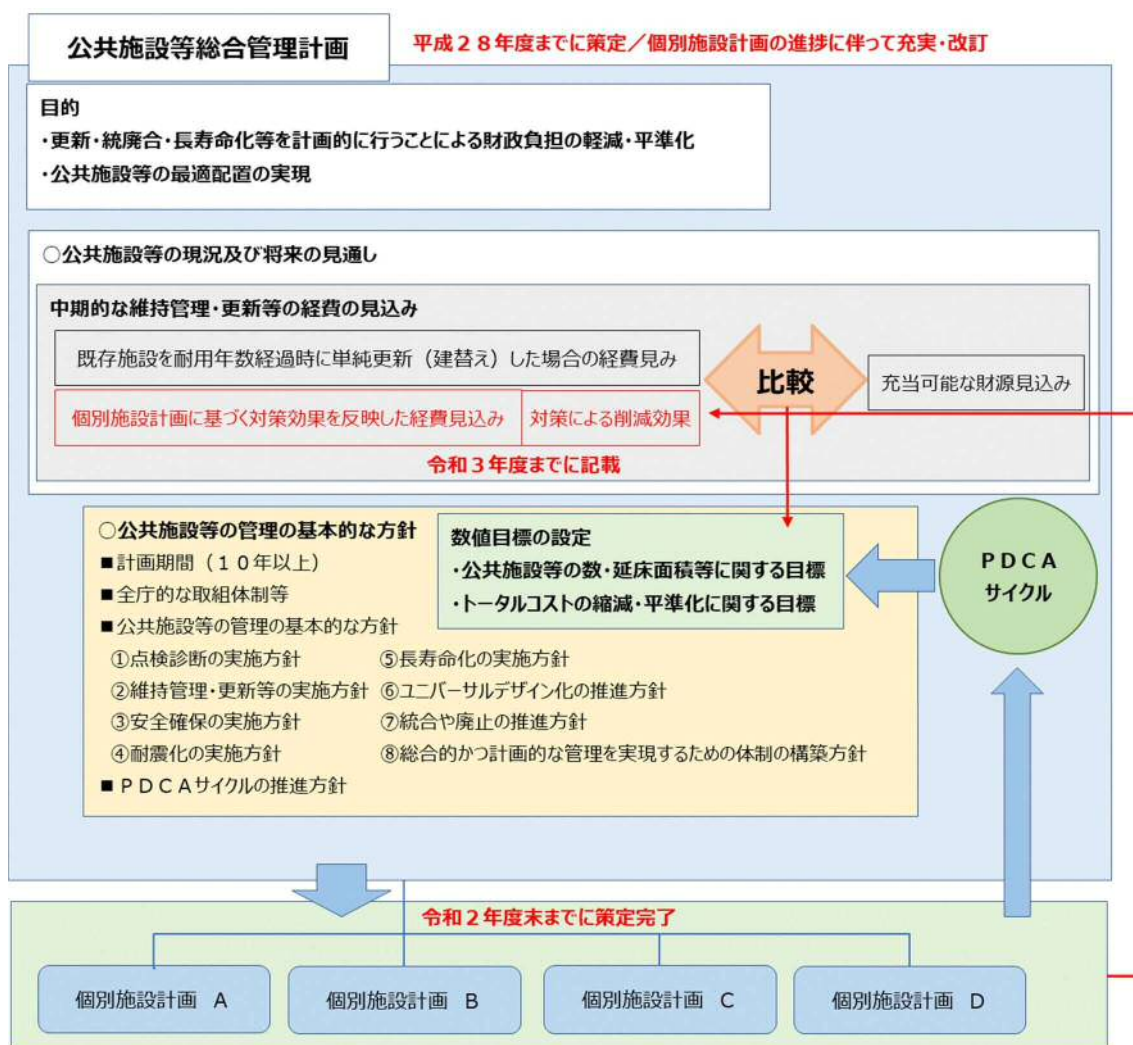
公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、本計画の基本方針に基づく取組を着実に推進するため、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠です。

今後、全庁的に公共施設等のマネジメント業務を推進するにあたっては、職員一人ひとりが、町全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。

また、総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。今後とも、公共施設等の有り方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報を積極的に開示していくこととします。

以上を踏まえ、今後、策定または改訂が進む各個別施設計画の内容を適宜反映していくことによって、国の要請でもある本計画の不断の見直しを行います。

図表 5.1 総合管理計画に係る国の要請



※出典：総務省資料を編集

用語の解説

【い】

■ インフラ長寿命化基本計画

インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25（2013）年 6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11月にとりまとめられた計画のこと。今後、この計画に基づき、国、地方公共団体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。

【か】

■ 改修

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能が物理的劣化や社会的劣化したものについて、初期の水準を超える性能及び機能を有する新しいものに取り換えること。

【け】

■ 建築物のライフサイクルコスト

『建築物のライフサイクルコスト平成 31 年版』発売日：2019/03/01、出版社：建築保全センター、ISBN：978-4-907762-49-0。

■ 減価償却

固定資産の調達費用を使用可能期間にわたって、分割して費用計上する会計処理のこと。施設、設備、機械装置、器具・備品といった時間の経過とともに価値が減少する資産のことを「減価償却資産」という。

【こ】

■ 更新

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能を初期と同等のものに取り換えること。

【し】

■ 修繕

対象となる建築物の全体または部分の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させること。大規模修繕とは、これを対象施設全体にわたって大規模に実施すること。

■ 集約化

複数の施設が持つ類似する機能を一つの施設にまとめる手法のこと。

■ 新耐震基準

現在の耐震基準は、昭和 56（1981）年 6月に施行されたもので、以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。「頻繁に起こる大きさの地震（震度 5 程度）に対しては建物構造に損害が

ないようにする。」「滅多に起こらないが大きな地震（震度 6 強から 7 程度）に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする。」ことを目標としている。

【た】

■耐震基準

建築物や土木構造物の設計の際に適用される地震に耐えることができる構造の基準で、建築基準法や道路橋示方書などにより定められている。

■多機能化

一つの空間を利用時間で分けて利用することで、多方面の目的性や作用を持った状態にすること。

■建替え

寿命を迎えた建物を解体し、利用者の要求水準に合わせて建て替えること。

【ち】

■長寿命化

従来に対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を実施し、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のこと。

【の】

■延床面積

建物各階の床面積を合計した面積のこと。吹抜け部分、バルコニーの先端から 2m までの部分、庇、ピロティ、ポーチなどは床面積には含まれない、といった特例があり、単純に合計した面積ではない場合もある。

【ふ】

■複合化

複数の施設及び機能を一つの建物に統合・並置する手法のこと。

【ま】

■マネジメント

ある目標に対して、様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。その内容には、評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化などの様々な要素を含んでいる。

【ゆ】

■有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算したもの。このことにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる

【よ】

■ 予防保全

設備、施設等が故障してから修理修繕を行うのではなく、あらかじめ定められた計画的な検査・試験・再調整により、故障を防止し、劣化を抑え、故障率を下げるための方法をいう。

【ら】

■ ライフサイクルコスト（LCC）

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費まで含んでいる。

【り】

■ リスク

不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性。

【P】

■ PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字を取ったものであり、業務を継続的に改善していく手法のひとつ。最後の Act の実施を受け、次の PDCA サイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。

【Z】

■ ZEB

Net Zero Energy Building の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。